

**市民的及び政治的権利に関する委員会からの  
質問事項に対する日本政府回答（仮訳）  
（第6回政府報告審査）**

問1 第6回政府報告書（CCPR/C/JPN/6, パラ7, 8）の情報に関し、本規約の規定が締約国の裁判所により直接援用され得る条件について更なる明確な説明を提供願いたい。締約国の裁判所において本規約の規定が直接援用された事例とその結果につき、情報提供願いたい。

（答）

1. 我が国の憲法第98条第2項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と規定しており、我が国が締結し、公布した条約等は国内法としての効力を持つ。我が国の憲法には、我が国が締結した条約と法律との関係についての明文の規定はないが、条約が法律に優位するものと考えられている。
2. 一般に本規約や条約の規定を直接適用し得るか否かについては、当該規定の目的、内容及び文言等を勘案し、具体的場合に依じて判断すべきものと解されているが、我が国は、条約の締結に当たっては国内法との整合性を確保することとしていることから、本規約の趣旨はすでに国内法の規定に反映されており、その国内法の規定が適用されている場合が少なくない。訴訟において当事者が本規約や条約の条項に基づく主張をしている場合に、裁判所が国内の法律・規則・処分等の当該条項への違反の有無について判示している裁判例及び国内法の適用に関し本規約について言及した裁判例は次のとおり。
3. 2013年9月4日最高裁判所大法廷決定  
嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の2分の1とする民法の規定が違憲であるとの判断がされた裁判例。本例においては、自由権規約委員会及び児童の権利委員会からの指摘があることも考慮に入れられた。その結果、2013年12月に、嫡出である子と嫡出でない子の相続分を同等とすることを内容とする民法改正が行われた。
4. 2008年6月4日最高裁判所大法廷判決  
日本国民である父と日本国民でない母の間に出生した後に父から認知された子につき、父母の婚姻により嫡出子の身分を取得した場合に限って日本国籍を付与するとする（旧）国籍法第3条第1項は不合理であり違憲であるとした裁判例。その判決の多数意見で本規約及び児童の権利に関する条約にも、児童が出生によっていかなる差別も受けないとする趣旨の規定が存することが指摘された上で、我が国が取り巻く国内的、国際的な社会環境等の変化に

照らしてみると、本件区別と立法目的との間に合理的関連性を見いだすことがもはや難しくなっていると言及された。加えて、裁判官補足意見として、国籍法第3条第1項から「父母の婚姻」の部分を除いたその余の規定の適用により、日本国籍が付与されるべきであり、かかる適用は、「すべての児童は、国籍を取得する権利を有する」ことを規定した本規約第24条3や児童の権利に関する条約第7条1の趣旨にも適合するものとされた。2013年9月4日の最高裁大法廷決定同様、人権条約の規定を考慮に入れて、憲法14条違反の結論を導いた例である。

5. 2008年1月28日最高裁判所第二小法廷判決

選挙の事前運動や戸別訪問を禁じた公職選挙法の規定が、表現の自由を保障する本規約第19条や、参政権を保障する本規約第25条に違反しないと解されるとした裁判例。

問2 本規約委員会による前回の勧告（CCPR/C/JPN/CO/5, パラ9）を踏まえ、パリ原則に従い、独立した国内人権機構を設立することに関する進展につき、最新の情報を提供願いたい。

（答）

6. 新たな人権救済機関を設置するための人権委員会設置法案は、2012年11月9日、第181回国会（臨時会）に提出されたが、同月16日の衆議院解散により廃案となった。
7. 人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、適切に検討しているところである。

問3 本規約の第一選択議定書への加入可能性に関し、締約国の現在の立場について最新情報を提供願いたい。また、本規約の第一選択議定書に規定された個人通報制度を受け入れることによる締約国の司法制度や立法政策にいかなる問題があるか内部検討結果についても最新情報を提供願いたい。

(答)

8. 個人通報制度については、人権関係の諸条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から、注目すべき制度と認識している。同時に、個人通報制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や実施体制等の検討課題があると認識している。
9. 個人通報制度の受入れの是非については、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、引き続き、真剣に検討を進めていく。

問4 本規約の第2条1, 第3条及び第26条に実効性を与えるための直接差別及び間接差別を非合法化する国内法制定に向けた締約国の進展につき、情報提供願いたい。また、人種、肌の色、民族、性別、言語、性別認識、性的指向、政治的・宗教的・哲学的信条、経済的地位、社会的地位、学歴等を理由にした差別が疑われるケースにかかる最近の判決、科された罰の種類、被害者への補償について情報提供願いたい。

(答)

10. 我が国の場合、すでに憲法第14条第1項において、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と定め、不合理な差別を禁止している。
11. 憲法第14条第1項は、一般的に法の下での平等原則を定めたものであるが、これを踏まえ、我が国は、雇用、教育、医療、交通等国民生活に密接な関わり合いを持ち公共性の高い分野については、特に各分野における関係法令により広く差別待遇の禁止が規定されている。またその他各種の分野においても関係省庁の指導、啓発等の措置を通じて差別の撤廃を図っている。
12. 男女平等については、男女共同参画社会基本法第3条において、男女共同参画社会の形成は、男女が性別による差別的取扱いをうけないことを旨として行わなければならないと定めており、差別の意図の有無にかかわらず、その行為の受け手に着目し、差別的取扱いを受けないことが必要であることが定められている。
13. また、労働基準法第4条において、「使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない。」と規定し、同条の違反に対しては罰則を設けている（同法第119条）。
14. 男女雇用機会均等法第5条及び第6条においては、募集・採用から退職に至るまでの雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別的取扱いを禁止している。同条の違反に対しては、厚生労働省が助言、指導等を行っている。
15. なお、雇用について、性別による賃金格差が差別的であると判断された例として、以下のケースがある。
16. 事案の概要  
被告Y社（総合商社）では、従来から、男性と女性を異なる身分・資格の従業員としてコース別に募集・採用し、それぞれに異なる賃金体系を適用してきた。
17. この賃金体系のもとで、一般職のほとんどが男性社員、事務職のすべてが女性社員であったことから、原告Xらは、これにより生じた賃金格差は違

法な男女差別であるとして賃金の差額の支払い等を求めた。

18. 2009年10月20日最高裁第三小法廷決定判決理由の概要  
男性は一般職，女性は事務職という男女コース別雇用管理が行われていながら，勤続期間が長く専門知識を身につけた女性社員については，男性一般職と同じ職務を行うことがあった。
19. このため，一般職と同じ職務を行う長期勤続の女性と，当該女性と職務内容や困難度と同質性があると推認される30歳程度の男性の間にすら，賃金についての相当な格差があったことに合理的な理由は認められず，性による違いによって生じたものと推認されることから，男性一般職と女性事務職との間の賃金格差を労働基準法第4条違反であるとし，損害賠償請求を認めた。
20. 教育については，教育基本法第4条において，すべて国民は，ひとしく，その能力に応じた教育を受ける機会を与えられており，人種，性別等により教育上差別されない旨規定されている。
21. 医療については，医師法，歯科医師法，薬剤師法等により，正当な事由がなければ，診療や調剤等の求めを拒んではならない旨規定されている。
22. 交通については，航空法，鉄道事業法等において，不当な差別的な扱いについて，禁止し又は是正できる旨規定している。
23. 社会的地位を理由にした差別が疑われるケースにかかる最近の裁判，科された罰の種類，被害者への補償について，以下のケースがある。
24. 2013年9月4日最高裁判所大法廷決定  
嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする（旧）民法の規定が憲法違反であるとした例。この決定を受け，嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分と同等とするなどの措置を講ずることを内容とする民法改正が行われた。
25. 2008年6月4日最高裁判所大法廷判決  
日本国民である父と日本国民でない母の間に出生した後に父から認知された子につき，父母の婚姻により嫡出子の身分を取得した場合に限って日本国籍を付与するとする（旧）国籍法第3条第1項は不合理であり違憲であるとした裁判例。その判決の多数意見で本規約及び児童の権利に関する条約にも，児童が出生によっていかなる差別も受けないとする趣旨の規定が存することが指摘された上で，我が国が取り巻く国内的，国際的な社会環境等の変化に照らしてみると，本件区別と立法目的との間に合理的関連性を見いだすことがもはや難しくなっていると説かれた。
26. なお，私人による差別について，不法行為が成立する場合には，そのような行為を行った者に損害賠償責任が発生するほか（民法709条等），公序良俗違反の法律行為である場合には，民法90条により無効とされる。

問 5 民法等の一部を改正する法案及び戸籍法案の採択の過程で経験した困難を克服するために取られた措置につき、特に、女性の再婚禁止期間の短縮及び男性と女性の婚姻最低年齢を一致させる規定に関し説明願いたい。この観点で、第 3 次男女共同参画基本計画に想定される具体的ステップにつき情報提供願いたい。

(答)

27. 女性の再婚禁止期間の短縮や婚姻適齢の男女統一等を内容とする民法及び戸籍法の改正については、婚姻制度や家族の在り方に影響する重要な問題であり、大方の国民の理解を得た上で行うことが相当であると考えているが、国民の間にも未だ様々な意見があり、現在実現できる状況にはない。
28. 法務省においては、国民の間で議論が深まるよう、選択的夫婦別氏制度の意義についてホームページを通じた広報等を継続して実施している。また、1996年に法制審議会が答申した民法改正案要綱（婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入、嫡出子と嫡出でない子の相続分の同等化及び女性の再婚禁止期間の短縮等を内容とするもの）やそれをもとに2010年に準備した民法及び戸籍法の一部を改正する法律案について、その資料をホームページで継続して公表している。

問6 以下につき情報提供願いたい。

(a) 第3次男女共同参画基本計画(CCPR/C/JPN//6, パラ 55)で設定された国会、政府の最も高いレベル及び公職における女性代表を増やすとの数値目標達成に向け取られた措置。

(b) 男女の平等な代表並びに政治分野及び政策・方針決定過程へのマイノリティ女性の代表を保証するために取られた措置(一時的措置を含む)。

(c) 特に男女間の賃金格差といった職場での男女不平等をなくすために政府が導入した、いわゆる「入札制度」及び「男女間の賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」によって達成された結果(CCPR/C/JPN/6, パラ 60-64)。

(d) 法の下で職場に於けるセクシュアルハラスメントが犯罪化されたか否か(CCPR/C/JPN/CO/5, パラ 13)。

(e) 女性労働者に対する妊娠・出産を理由とした解雇や不利な慣行の報告。

(f) 政策・方針決定過程への女性の代表についての民族及び性別により分類された統計データ(CCPR/C/JPN/6, パラ 54, 59)。

(答)

(a)

29. 政治分野については、第3次男女共同参画基本計画において、衆議院議員及び参議院議員の候補者に占める女性の割合を2020年までに30%とする努力目標を設定しているところ。
30. 目標達成のため、2011年から毎年、内閣府特命担当大臣(男女共同参画)から各政党に対し、衆・参議院議員の選挙における女性候補者の割合などが高まるよう、ポジティブ・アクション導入の検討等を要請している。
31. また、各政党において取組を検討する際に参考となるよう、2012年2月に、「男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会報告書」において、政治分野における女性の参画拡大のためポジティブ・アクションについて、諸外国の具体的事例をまとめており、要請の際に併せて提供している。
32. 公務分野については、第3次男女共同参画基本計画において、2015年度末までに、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を30%程度、国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合を5%程度などとする目標を設定しているところ。
33. また、人事院が2011年1月に改訂した「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する指針」に基づき、各府省においても、2015年度までの採用・登用に関する目標及び目標達成のための具体的取組を定めた「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定し、取組を進めている。
34. さらに、2013年2月、10月及び2014年1月には、内閣府特命担当大臣

(男女共同参画) から各府省大臣に対し、各府省における現状値を示し、女性国家公務員の採用・登用などを促進するよう要請を行った。

(b)

35. 上述(a)の施策に加えて、法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、女性の人権問題をテーマとした講演会や座談会の開催、テレビ・ラジオ放送、新聞・雑誌等による広報、啓発教材等の配布、各種イベントにおける啓発活動を実施している。
36. また、いわゆるマイノリティに対する偏見や差別の解消を目指して、「同和問題に関する偏見や差別をなくそう」、「アイヌの人々に対する理解を深めよう」や「外国人の人権を尊重しよう」を啓発活動の年間強調事項として掲げ、1年を通して全国各地で各種啓発活動を実施している。

(c)

37. 公共調達を通じた男女共同参画の推進について、国においては、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関連する調査等の事業の委託先の選定を一般競争入札の総合評価落札方式で行う際、男女共同参画等に積極的に取り組む企業を評価している。
38. 2012年度には17事業(契約金額:約2億8,700万円)で評価項目として設定した。
39. 地方公共団体においては、都道府県の66%、政令指定都市の45%で、公共工事の競争参加資格審査の際、男女共同参画等を推進するための項目を設定している。
40. 内閣府においては、従来より、国の各府省及び地方公共団体に対し、公共調達を通じた取組を進めるよう要請してきたところであるが、本年から、独立行政法人等に対しても要請を行うなど、取組の更なる拡大を図ることとした。
41. 2010年に作成した「男女間の賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」では、①賃金・雇用管理の制度面の見直し、②賃金・雇用管理の運用面の見直し、③ポジティブ・アクションの推進という賃金・雇用管理の見直しの視点を示しており、その周知・啓発に努めている。
42. 男女間賃金格差は、2006年には65.9、2008年には67.8、2010年には69.3、2012年には70.9となっており、着実に縮小している(男性一般労働者の所定内給与額を100としたときの女性一般労働者の所定内給与額の値)。

(d)

43. セクシュアルハラスメントに係る事案は、裁判による事後的救済よりも未然の防止対策こそが重要であり、このため男女雇用機会均等法において、事業主に対し、セクシュアルハラスメントの防止のため、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他雇用管理上必要な措置を講ずることを義務付けているところである。
44. 職場におけるセクシュアルハラスメントについては、強制わいせつ罪等の犯罪となることがあり、そのような場合には、事案に応じた適切な捜査処理及び科刑の実現が図られている。

(e)

45. 男女雇用機会均等法第9条において、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱いを禁止している。
46. 2012年度に雇用均等室に寄せられた妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いについての相談は3,186件、労働局長による紛争解決の援助申立受理件数は232件、雇用均等室が行った是正指導は19件である。

(f)

47. 我が国における政治分野への女性の参画状況のうち、女性国会議員数については、2013年11月の時点で総数722人のうち78人(10.8%)、衆議院議員480人のうち39人(8.1%)、参議院議員242人のうち39人(16.1%)である。国会において女性が就いている役職については、2013年11月の時点で衆・参議院における常任委員長及び参議院における特別委員長がある。
48. 国家公務員への女性の参画状況のうち、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合については、2013年4月時点で26.8%となっている。一方、本省課室長相当職以上に占める女性の割合については、2013年10月の時点で3.0%となっている。

問7 啓発キャンペーンや警察官、検察官、裁判官、保健衛生官に対する研修といったドメスティック・バイオレンスに対して取られた実践的ステップについて情報提供願いたい。また、移民・少数民族の女性や同性愛者カップルを含めた性犯罪被害者・ドメスティック・バイオレンス被害者のための通報制度及びリハビリへのアクセス改善のために取られた措置について情報提供願いたい（CCPR/C/JPN/6 パラ 93-100）。本規約委員会による前回の勧告を踏まえ（CCPR/C/JPN/CO/5 パラ 14）、締約国は強姦罪を非親告罪として扱うことを検討しているか説明願いたい。被害者の性別、年齢、国籍、民族別に、(a) 受理した通報件数、(b) 実施した捜査、(c) 科せられた刑の種類、(d) 性犯罪被害者及びドメスティック・バイオレンス被害者への補償につき、情報提供願いたい。

(答)

(啓発キャンペーン)

49. 法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、女性の人権問題をテーマとした啓発活動を実施するとともに、いわゆるマイノリティに対する偏見や差別の解消を目指して、「同和問題に関する偏見や差別をなくそう」、「アイヌの人々に対する理解を深めよう」や「外国人の人権を尊重しよう」を啓発活動の年間強調事項として掲げ、1年を通して全国各地で各種啓発活動を実施している。
50. また、各省庁及び省内各局部課で実施されている各種研修等において講師を派遣し、人権に関する講義を行うとともに、中央省庁等の職員を対象とする「人権に関する国家公務員等研修会」を毎年2回実施するなど、人権諸問題に関する啓発を行っている。

(研修関係)

51. 警察官：警察では、配偶者からの暴力事案対策担当職員を対象とした専門的な研修を実施しているほか、全職員を対象にこの種事案への対応要領等についての指導を行っている。
52. 裁判官：裁判官の研修を担当する司法研修所においては、任官時を含めて、新しい職務又はポストに就いた裁判官に対して実施する各種研修の中で、人権問題を専門とする大学院教授や、人権擁護に携わっている機関の職員等を講師として招き、女性や児童の人権等に関する講演を行っているほか、DV事件を担当する判事又は判事補を対象とする研究会において、家庭内暴力の実態等についての理解を深めるための専門家の講演や被害者支援団体訪問のカリキュラムを行っており、このような研修を通じて、家庭内暴力等に関する問題についての裁判官の理解と意識を高めている。
53. 検察官：検察官に対しては、経験年数等に応じた各種研修において、配

偶者暴力防止法の意義や被害女性への配慮等に関する講義を実施している。

(実践的ステップ)

54. 平成 25 年 6 月、配偶者暴力防止法が改正され、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象となり、平成 26 年 1 月に施行された。
55. 毎年 11 月 12 日から同月 25 日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）までを「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定め、国、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。
56. 被害者支援に携わる相談員等を対象とした研修を実施し、官官・官民の連携促進や相談体制の整備を図っている。
57. 婦人相談所職員等に対して、DV 被害者支援に係る研修を実施している。また、各都道府県が実施する婦人相談所職員等に対する専門研修について、費用の一部を補助している。
58. 婦人相談所（一時保護所）において、DV 被害女性等の心のケア対策として、心理療法担当職員を配置し、カウンセリング等を行っている。

(通報制度関係)

59. 警察では、犯罪一般について通報を受理する電話番号（110 番）のほか、全ての警察本部に「性犯罪 110 番」等の性犯罪に特化した相談電話を設置するとともに、相談室等を設置し、女性警察官等が届出の受理に当たる体制づくりに努めている。
60. 配偶者からの暴力事案に係る 110 番通報や相談等がなされた場合、刑罰法令に抵触する場合には、被害者の意思等を踏まえ、検挙その他の適切な措置を講じている。また、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、被害者に対して防犯指導や関係機関の紹介等の適切な自衛・対応策を教示するとともに、必要があると認められる場合には相手方に指導警告を行うなどの措置を講じている。

(被害者通報制度、リハビリへのアクセス改善)

61. 日本司法支援センター（法テラス）においては、犯罪被害者等が必要な支援を受けられるように、その被害に関する刑事手続に適切に関与したり、損害や苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報や、犯罪被害者支援を行っている関係機関・団体の相談窓口に関する情報の提供を行っているほか、個々の状況に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護

士の紹介を行っている。

62. また、法務省の人権擁護機関では、女性に対する暴力を含めた人権問題について、人権相談に応じるほか、人権侵害の疑いのある事案については、人権侵害事件として速やかに調査を行い、その結果を踏まえて、事案に応じた措置を講じている。
63. なお、最近における女性に対する暴行・虐待に関する人権侵害事件数及び人権相談件数は、次のとおりである。

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
人権侵害事件数	3,152	3,082	2,845	2,973	2,832
人権相談件数	7,872	6,944	6,317	6,682	6,511

(強姦罪の非親告罪化)

64. 我が国では、被害者の名誉やプライバシーを保護するとの趣旨から、強姦罪を親告罪としているところ、2010年12月に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画において、2015年度末までに、強姦罪の非親告罪化を含む性犯罪に関する罰則の在り方を検討することとされており、現在、性犯罪に関する諸外国の法制度や我が国における処罰の現状等を調査するなどして、必要な検討を行っているところである。

(情報提供)

(a) 受理した通報件数 (b) 実施した捜査

65. 過去5年間の強姦及び強制わいせつについて、被害者の性別、年齢、国籍別の認知件数及び検挙件数は下表のとおり。(未遂を含む。)

		2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
認知件数		8,693	8,090	8,316	8,055	8,503
被害者の性別	男性	183	111	161	161	176
	女性	8,510	7,979	8,155	7,894	8,327
被害者の年齢	10歳未満	563	577	652	611	602
	10歳代	3,823	3,534	3,655	3,513	3,754
	20歳代	3,210	3,010	3,057	2,908	3,104
	30歳代	758	668	629	664	655
	40歳代	219	193	208	244	246
	50歳代	73	71	64	58	84
	60歳代	31	27	27	25	39

	70歳以上	16	10	24	32	19
被害者の国籍	日本	8,596	8,011	8,214	7,959	8,384
	韓国・朝鮮	22	18	23	19	22
	中国	29	25	41	32	45
	フィリピン	19	9	13	18	10
	その他	27	27	25	27	42
検挙件数		4,881	4,726	4,700	4,543	5,043

66. 警察における配偶者からの暴力事案対応状況は下表のとおり。  
 なお、被害者の国籍、民族別については把握していない。

		2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
配偶者からの暴力事案の認知件数		25,210	28,158	33,852	34,329	43,950
被害者の性別	男性	402	520	796	1,146	2,372
	女性	24,808	27,638	33,056	33,183	41,578
被害者の年齢	10歳代	335	370	457	453	655
	20歳代	5,354	5,668	7,035	7,069	9,019
	30歳代	9,133	10,022	11,670	11,539	14,383
	40歳代	5,567	6,661	8,095	8,364	10,999
	50歳代	2,518	2,666	3,210	3,184	3,990
	60歳代	1,573	1,860	2,275	2,392	3,008
	70歳以上	709	896	1,090	1,310	1,871
	年齢不詳	21	15	20	18	25
配偶者暴力止法 に基づく対応	警察本部長等の援助	7,225	8,730	9,748	10,290	13,059
	保護命令違反検挙件 数	76	92	86	72	121
他法令による検挙		1,650	1,658	2,346	2,424	4,103

(c) 科せられた刑の種類

67. 「被害者の性別、年齢、国籍、民族別に、強姦罪等の性的な暴行事件に対する有罪判決の数」は把握していない。

(d) 被害者への補償

68. 警察では、性犯罪被害者の経済的負担の軽減を図るため、初診料、診断書料、緊急避妊に要する経費等の支援を行っている。

問 8 性的指向及び性別認識に基づく差別に対抗する、「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」を含む現行の法及び戦略、並びに本規約との整合性にかかる情報を提供願いたい。性的指向及び性同一性に基づく差別をなくすための「第 3 次男女共同参画基本計画」の効果を評価する調査を含めた情報を提供願いたい。最近の公営住宅法の改正にもかかわらず、同性カップルが公営住宅制度から排除され続けているとの報告につき、コメント願いたい（CCPR/C/JPN/6 パラ 326, 327）。

(答)

69. 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律は、性同一性障害者が受ける社会的な不利益を軽減させることを目的として制定され、2004年7月に施行されたが、制定当初の条文では、親子関係の秩序の混乱防止、子の福祉への配慮の観点から、戸籍上の性別変更に必要な要件として「現に子がいないこと」と規定していた。
70. しかし、子が成年に達している場合には、親子関係への影響や子の福祉の観点からの要請がそれほど強く求められるものではないと考えられたため、2008年の改正では、その要件が、「現に未成年の子がいないこと」に緩和された。
71. 法務省の人権擁護機関では、「性的指向を理由とする差別をなくそう」及び「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」を啓発活動の年間強調事項として掲げ、1年を通して全国各地で、啓発冊子の配布等の各種啓発活動を実施するとともに、個別具体的な人権侵害の被害の申告等があれば、調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じるなどしている。
72. 第 6 回政府報告にあるとおり、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（2012 年 4 月 1 日施行）による公営住宅法の改正により、いわゆる同居親族要件は撤廃したところであるから、法制度上、同性カップルは公営住宅制度から排除されているわけではない。
73. 同性カップルを含めいかなる者を公営住宅に入居させるかについては、各地方公共団体の判断に委ねられている。

問 9 本規約委員会による前回の勧告（パラ 30）を踏まえ、国民年金法に定められた年齢要件によって影響された外国人に対して、導入された経過措置にかかる情報を提供願いたい。

（答）

74. 我が国の年金制度には、かつては国籍による取扱いの違いが存在したが、順次それを撤廃し、現在、我が国の年金制度は、一定の要件を満たした者に対して、日本人であるか外国人であるかにかかわらず適用されている。
75. 具体的には、厚生年金保険は、1946年から日本人であるか外国人であるかを問わず、適用事業所において常用的雇用関係にある者に対して適用されている。
76. 国民年金は、1982年から日本人であるか外国人であるかを問わず、日本国内に住所を有する者に対して適用されている。
77. 1986年4月に施行した年金制度改正においては、経過措置として、当時60歳未満の永住許可を受けた外国人などについて、国籍要件により国民年金制度が適用除外とされていた期間（1961年4月1日から1981年12月31日まで）を国民年金の支給に当たって考慮することとした。
78. また、2012年8月に成立した年金制度改正法において、2015年10月から、年金の受給資格期間が10年に短縮される予定である。

問10 特に韓国人やレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー（性転換）といった特定の集団を標的とした憎悪や差別を扇動する声明やスピーチへの対処のために締約国が取った措置につき情報提供願いたい。また、人種的優越性プロパガンダの流布や、「日本人のみ」といったビジネス指定及び部落民の否定的な固定観念に対処するために行われた努力にかかる情報を提供願いたい。

（答）

79. 法務省の人権擁護機関では、「外国人の人権を尊重しよう」、「性的指向を理由とする差別をなくそう」、「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」及び「同和問題に関する偏見や差別をなくそう」を啓発活動の年間強調事項として掲げ、1年を通して全国各地で、啓発冊子の配布等の各種啓発活動を実施するとともに、個別具体的な人権侵害の被害の申告等があれば、調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じるなどしている。
80. なお、近時、デモ等において、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が行われていることを踏まえ、各種研修等において「外国人の人権」を取り上げる機会を増やすとともに、インターネットバナー広告、ポスター及びリーフレットの作成・配布など、効果的な啓発を実施していくこととしている。
81. 「日本人のみ」、「部落民」に限定した取組ではないが、厚生労働省では、企業の採用選考に当たっては、応募者の基本的人権を尊重し、就職差別を未然に防ぐという観点から、①広く応募者に門戸を開き、②応募者の適性・能力を基準とした公正な採用選考を行うよう、雇用主に対して啓発・指導を行っている。
82. 具体的な啓発の取組としては、以下を実施している。
- ①日本経済団体連合会、日本民間放送連盟など経済・事業別団体104団体に対して、文書により、公正な採用選考の確保について傘下企業への指導を要請
  - ②公正な採用選考についてのガイドブック、ポスター、カレンダー等、各種啓発資料を作成し、事業所に配布
  - ③中学校、高等学校、大学等の卒業予定者に係る採用選考に合わせて、新聞広報等を通じた啓発活動を実施
  - ④事業所における公正な採用選考システムの確立について、中心的な役割を果たす「公正採用選考人権啓発推進員」を、一定規模以上の事業所に配置するとともに、各労働局及び公共職業安定所が、同推進員に対して研修会を開催
  - ⑤従業員の採用選考に影響力のある企業トップクラスに対する研修会を開

催

83. 文部科学省においては、従来から、人権尊重の意識を高める教育を推進することは大変重要であると認識しており、憲法及び教育基本法の精神に則り、学校や公民館等において、地域の実情に応じた人権教育を推進してきた。
84. さらに、平成 25 年度からは、新たに「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」に約 2 億円を措置しており、公民館など社会教育施設を中心とし、地域における人権などの現代的課題の解決を図る先進的な取組を支援していく。
85. また、学校教育においては、平成 12 年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定や平成 14 年の「人権教育及び啓発に関する基本計画」の閣議決定を踏まえ、平成 15 年に人権教育の指導方法等に関する調査研究会議を設置し、約 5 年にわたる調査審議を経て、平成 20 年に「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」を公表したところ。
86. 「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」は、学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方や人権教育の指導方法等の改善・充実についての理論的指針を提供するものであり、文部科学省としては、この内容を踏まえ、都道府県の人権教育担当者を集めた会議等を通じ、法律や基本計画、[第三次とりまとめ]の趣旨の周知を図るとともに、人権教育の指導方法等に関する調査研究やモデル事業などを実施することにより、学校における人権教育の推進を図っているところ。
87. 今後とも、学校において、人権に関する知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成する教育が行われるよう努めていく。

問 11 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の最近の改正にもかかわらず、政策により、多くの精神障害者が意思に反してしばしば長期間入院させられているとの報告についてコメント願いたい。精神障害者の入院以外の代替策はあるのか、また、意思に反する入院に関する司法審査へのアクセスを含め、効果的な法的セーフガードが整備されているか否かにつき、説明願いたい。

(答)

(問 11 の第 1 文へのコメント)

88. 精神障害者の意思に反した入院については、入院時の手続きや入院中の審査が法律上厳格に定められている。また、意思に反した入院を行っている精神障害者の退院促進の取組や退院後に利用する障害福祉サービスの充実を図っている。
89. 第一に、精神障害者の入院に当たっては、精神科病院の管理者に対し、本人の同意に基づいて入院が行われるように努めなければならないことが規定されている（第 22 条の 3）。そして本人の同意を得て入院（任意入院という）した者から入院後に退院の申出があった場合においては、その者を退院させなければならないことが規定されている（第 22 条の 4 第 2 項）。
90. 精神科病院に入院している者のうち、本人の同意が得られず入院した者もいるが、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認める場合の入院（措置入院という）や、（第 29 条の 1, 第 29 条の 2）、医療及び保護の必要に応じた入院（医療保護入院という）である（第 33 条の 1）。
91. 措置入院もしくは医療保護入院については、
- ・精神保健指定医による診察（第 29 条第 2 項, 第 33 条第 1 項）
  - ・入院措置についての本人への書面告知（第 29 条第 3 項, 第 33 条の 3）
- を義務付けるなど、人権への配慮の観点から手続を厳格に定めて実施されている。
92. また、非自発的入院者については各都道府県に第三者機関として設置されている精神医療審査会において、
- ・入院届の審査（第 33 条の第 7 項）
  - ・病状報告をもとにした定期的な審査（第 38 条の 2 第 1 項, 第 2 項）
  - ・本人または保護者による退院請求について審査（第 38 条の 4）
- を行い、審査の結果に応じて退院命令等の必要な措置を講ずることとされている（第 38 条の 3 第 4 項, 第 38 条の 5 第 5 項）。
93. なお、2013 年の通常国会にて成立した精神保健福祉法の改正法においては、医療や法律的な観点とともに、精神障害者の保健や福祉の観点も必要

不可欠となっていることもふまえ、精神医療審査会の構成員として精神科医、法律家に加え、「精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者」を加えることとし、精神医療審査会の審査の充実を図ることとしている。

(精神障害者の入院以外の代替策)

94. 平成 18 年度の障害者自立支援法の成立以降 3 障害一体（知的・身体・精神障害）としてサービスを提供することとし、精神障害者を含む障害者が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、障害者福祉サービスの充実を図っている。平成 24 年 3 月の精神障害者の障害福祉サービス利用者数は前年同月比で 23.3%増加しており、利用者は 10.5 万人となっている。
95. 退院後の精神障害者の住まいの場としてグループホーム（共同生活援助を行う住居）、ケアホーム（共同生活介護を行う住居）の整備を進めており、グループホーム、ケアホームの利用者数は増加し続けている。

※グループホーム、ケアホームの精神障害者の利用者数

グループホーム	平成 20 年 4 月	8273 名	/	平成 25 年 3 月	13036 名
ケアホーム	平成 20 年 4 月	2861 名	/	平成 25 年 3 月	7925 名

96. 精神障害者は入院せずとも地域において、外来、デイケアや訪問看護により医療を受けられるが、地域での生活をさらに支援するため、アウトリーチ（訪問支援）の充実、精神科救急医療体制の充実等に取り組んできているところである。
97. さらに、2013 年の通常国会で精神保健福祉法の改正法が成立し、退院を促進するため、
- ・精神保健福祉士等一定の資格を有する者を退院後生活環境相談員として選任し、退院に向けて退院後の生活環境の相談・指導を行わせなければならないこと
  - ・医療保護入院している精神障害者又はその家族等から求めがあった場合等に、障害福祉サービスの相談支援事業者を紹介するよう努めなければならないこと
  - ・入院の必要性の有無や退院に向けた取組についての検討の体制を整備すること
- を病院の管理者の義務として新たに課すこととしている。
98. また、今回の改正法においては、精神障害者の医療の提供の確保に関する指針を策定することを規定しており、この指針は入院医療中心の精神医

療から地域生活を支えるための精神医療の実現に向けたものと位置づけ、この指針に基づき施策を講じていくこととしている。

問 12 貴国の死刑廃止に対する立場及び本規約の第二選択議定書の締結状況にかかわる最新情報を提供願いたい (CCPR/C/JPN/6 パラ 104-106)。2009 年以降の以下の情報を提供願いたい。(a)科せられた死刑判決, (b)死刑執行数, (c)有罪判決や刑罰の理由, (d)犯罪時の犯罪者の年齢及び出身種族 (CCPR/C/JPN/6 パラ 103), (e)死刑裁判の上訴数と結果, (f)恩赦数。

(答)

99. 死刑の存廃については、基本的には、各国において、国民感情、犯罪情勢、刑事政策の在り方等を踏まえて検討し、独自に決定すべきものと考えている。
100. 我が国では、死刑制度の存廃は、我が国の刑事司法制度の根幹にかかわる重要な問題であり、国民世論に十分配慮しつつ、社会における正義の実現等種々の観点から慎重に検討すべき問題と考えている。
101. 我が国としては、国民世論の多数が極めて悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えており (2009 年 11 月から 12 月に実施された最新の世論調査では、85.6%が「場合によっては死刑もやむを得ない」と回答している。)、凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況等に鑑みると、その罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対しては、死刑を科すこともやむを得ず、死刑を廃止することは適当ではないと考えている。
102. 上記の理由から、本規約の第二選択議定書の締結問題については、慎重な検討が必要である。

(a) 科せられた死刑判決 (の数)

103. 2009 年以降に死刑判決が確定した者の数は、計 65 人 (平成 25 年 11 月 25 日現在)。

(b) 死刑執行数

104. 2009 年以降に死刑が執行された者の数は、計 22 人 (平成 25 年 11 月 25 日現在)。

(c) 有罪判決や刑罰の理由

105. 有罪判決や刑罰の理由 (死刑判決が言い渡された理由) は個別の事件に依じて様々であり、一概にお答えできないが、「犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等各般の情状を併せ考察したとき、その罪責が誠に重大であって、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められ

る場合には、死刑の選択も許される」との最高裁第2小法廷判決（1983年7月8日）の趣旨等を踏まえて、刑事責任が著しく重大な、故意に被害者を殺害する行為を伴う凶悪犯罪を犯した者に対し、死刑判決が言い渡されているものである。

(d) 犯罪時の犯罪者の年齢及び種族的出身

106. 2009年以降に死刑を執行された者計22人について調査した結果は以下のとおり。

- ① 犯時年齢は、22歳から64歳まで。
- ② 国籍については、21人が日本、1人が中華人民共和国。

(e) 死刑裁判の上訴数と結果

107. 2009年以降に死刑を執行された者計22人について調査した結果は以下のとおり。

① 上訴の数

上訴審の結果（判決、決定）が出たか否かにかかわらず、被告人側から死刑判決に対して上訴（控訴、上告、判決訂正申立）の申立てがなされた数は、42回。

② 上訴の結果

上記①のうち、上訴審の結果（判決、決定）が出された数は33回であり、いずれも棄却されている。

また、その他の9回は、自ら上訴を取り下げたものであり、上訴審の結果が出ていない。

(f) 恩赦数

2009年以降、死刑判決を受けた者に恩赦はなされていない。

問 13 以下について情報提供願いたい。

(a) 締約国は、本規約第 6 条 2 項の意義の範囲内において、死刑を「最も重大な犯罪」に限定するために、法を改正する意図はあるのか (CCPR/C/JPN/CO/5 パラ 16)。

(b) 身体の疾患及び障害を有する者を含む死刑確定者からの長期にわたる単独室収容及び外部交通の制限に関する申立て。

(c) 死刑執行の日を事前に死刑確定者の家族に通知しない取扱いを見直すことを計画しているか。

(d) 死刑にかかる法務省の研究グループの調査結果及び締約国のフォローアップ措置。

(e) 死刑執行の即時モラトリアム採用にかかる締約国の立場。

(f) 死刑事件の義務的再審査制度の導入のために取った措置。

(g) 死刑確定者と弁護人との厳格な秘密接見を保証するために講じられた措置。

(h) 恩赦の出願手続きの透明性の向上や、再審請求及び恩赦の出願の停止効果の確保に向けた措置 (CCPR/C/JPN/CO/5 パラ 17)。

(i) 心神喪失の状態にある者に対する死刑執行の禁止の遵守 (CCPR/C/JPN/6, パラ 113) 及び死刑確定者が執行時に心神喪失の状態にあるか否かについての決定の手続を確保するための措置。

(j) 高齢者への死刑執行政策を見直す措置 (CCPR/C/JPN/6, パラ 113)。

(答)

(a)

108. 我が国において、法定刑として死刑が定められている罪は、殺人、強盗殺人等一定の重大な犯罪合計 19 の罪に限られている。また、死刑の選択の判断も、最高裁判所判決において示された基準を踏まえて、極めて厳格かつ慎重に行われており、その結果、刑事責任が著しく重大な、故意に被害者を殺害する行為を伴う凶悪犯罪を犯した者に対してのみ死刑が科せられている。

109. 以上のとおり、我が国では、極めて限定された重大犯罪について、極めて厳格な手続を経た上で、死刑判決がなされているものと考えている。

(b)

110. 刑事施設においては、死刑確定者の身柄を確保するとともに、その者が心情の安定を得られるように留意する必要がある。刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 36 条は、死刑確定者の処遇は、昼夜、単独室において行う旨を定め、原則として、居室外においても、相互に接触させ

てはならないとしている。もっとも、同条では、死刑確定者が心情の安定を得るために有益と認められる場合には、他の死刑確定者との接触を許すことも可能である旨を定めており、こうした取扱いが人権侵害とは考えていない。

111. 刑事施設においては、死刑確定者の心身の状態について、常に注意が払われ、定期的な健康診断が行われるほか、必要に応じて刑事施設の職員である医師等や外部の医療機関の医師等による診療が行われるなど、慎重な配慮がなされている。

112. また、死刑確定者の外部交通については、同法では、親族、重大な利害に係る用務の処理のため面会等を行うことが必要な者、心情の安定に資すると認められる者を相手方とするものは、面会等を許すものとし、それ以外の者を相手方とするものは、交友関係の維持その他面会等を必要とする事情があり、かつ、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがないと認めるときに、刑事施設の長の裁量により、許すことができることとしており、親族以外についても、各刑事施設の長が、法律の趣旨を踏まえて、個別事案ごとに、適切に判断している。

(c)

113. 死刑執行の告知については、死刑確定者本人に対して、執行の当日、執行に先立ち行うこととしている。これは、本人に当日より前に告知した場合には、その心情の安定を害することが懸念されるとともに、かえって過大な苦痛を与えることにもなりかねないと考えられること等によるものである。また、家族等に事前に執行を通知した場合には、通知を受けた家族等に対して無用な精神的苦痛を与えること、仮に通知を受けた家族等と本人との面会が行われ、本人が執行の予定を知った場合には、同様の弊害が懸念されることから、現在の取扱いはやむを得ないとする。

114. なお、執行後は、法令に基づき、死刑確定者があらかじめ指定した者（家族か弁護士等を指定することもできる。）に速やかに通知することとしている。

115. 現時点において、このような取扱いを変更する予定はない。

(d)

116. 現時点において、法務省では、死刑制度について特別に検討する場などは設けていない。

117. 死刑制度に関する議論については、法務省が主導的に行うのではなく、国民が自らその必要性を感じ主体的に行うことが適切であると考えている。

(e)

118. 死刑の執行を一時的に停止することは、国民世論の多数が極めて悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えていること、死刑の執行が停止された後にこれが再開された場合、死刑確定者に死刑が執行されないという期待をいったん持たせながらこれを覆すことになり、かえって非人道的な結果にもなりかねないことから、妥当ではないと考えている。

(f)

119. 義務的再審査制度については、我が国の刑事訴訟手続においては、三審制の下で、有罪の認定、刑の量定等について上訴が広範に認められ、また、死刑事件では必ず付される弁護人にも上訴権が付与されており、現に、死刑判決がなされた多数の事件で上訴がなされている状況にあることなどに鑑み、これを設ける必要はないと考えている。

(g)

120. 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律では、死刑確定者の面会について、原則として刑事施設の職員が立会することとしているが、裁判所の再審開始決定が確定した死刑確定者と弁護人との間の面会については、未決拘禁者（刑事被告人）に関する法律の規定が準用されるので、職員の立会いなどの措置は行われぬ。
121. また、再審開始決定が確定していない死刑確定者と弁護士との間の面会についても、立会いのない面会の申出があった場合には、特段の事情がない限り、立会いをしない運用としており、個別具体的な事案において、各刑事施設の長が、適切に判断している。

(h)

122. 恩赦法及び恩赦法施行規則により、死刑確定者は、収容されている刑事施設の長に対していつでも恩赦の出願をすることができ、出願があったときは、その刑事施設の長は、意見を付して、中央更生保護審査会に恩赦の上申をしなければならず、これを受けた中央更生保護審査会は必ず恩赦の審理を行うこととなっている。
123. また、恩赦の審理を求める手続について規定している恩赦法及び恩赦法施行規則は、常に公表されている。
124. 再審請求や恩赦出願（以下「再審請求等」という。）は、法文上刑の執行停止事由に当たらないが、法務大臣が死刑執行命令を発するに当たって

は、死刑の執行のもたらす重大な結果に鑑み、再審事由の有無、恩赦を相当とする情状の有無等につき慎重に検討することとしているところである。

125. 他方、国の司法機関たる裁判所が言い渡し、最終的に確定した裁判を速やかに実現することも、刑の執行の任に当たる法務大臣の重要な職責であることはいうまでもない上、仮に再審請求等の手続中は全て執行命令を発しない取扱いとするものとするれば、死刑確定者が再審請求等を繰り返す限り、永久に刑の執行をなし得ないこととなり、刑事裁判の実現を期することは不可能となるものと言わなければならない。

126. したがって、再審請求等に関しては、再審請求等を行っているから執行しないという考えはとっていないものである。

(i)

127. 刑事訴訟法第 479 条第 1 項において、死刑の言渡を受けている者が心神喪失の状態に在るときは、法務大臣の命令によって執行を停止することとされている。

128. 死刑確定者の精神状態については、法務省の関係部局において、常に注意が払われ、必要に応じて、医師の専門的見地からの診療等を受けさせるなど、慎重な配慮がなされており、法務大臣は、このような専門的な見地からの判断をも踏まえて、心神喪失の状態にあること等の執行停止の事由の有無を判断している。

129. 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 62 条第 1 項において、刑事施設の長は、被収容者が負傷し、又は疾病にかかっているなどの場合には、速やかに刑事施設の職員である医師による診察を行い、その他必要な医療上の措置を執るものとする旨を定めており、刑事施設では、死刑確定者に対しても、常に注意が払われ、慎重な配慮がなされており、定期的な健康診断を行うほか、必要に応じて外部の医療機関で医師による診察を行うなど、死刑確定者の心身の状況の把握に努めている。

(j)

130. 法文上、高齢であることは死刑の執行停止事由には該当せず、高齢であることが当然に恩赦を相当とする理由に当たるわけでもない。

131. 一般論として、高齢で凶悪犯罪を犯す場合もあり得るので、高齢であるからといって死刑の執行を控えるべき理由があるとも考えられない。

132. 法治国家においては、確定した裁判の執行が厳正に行われなければならないことはいうまでもなく、特に、死刑の判決は、極めて凶悪かつ重大な罪を犯した者に対し、裁判所が慎重な審理を尽くした上で言い渡すもので

あり、裁判所の判断を尊重しつつ、法の定めるところに従って慎重かつ厳正に対処すべきものと考えている。

問 14 本規約委員会による前回の勧告（CCPR/C/JPN/CO/5, パラ 18）を踏まえ、代用監獄の廃止のために講じられた措置について情報提供願いたい。また、代用監獄が悪用され続けているとの報告について、意見をお聞かせ願いたい。

（答）

133. 日本では、留置施設に比べて刑事施設の数が少なく、増設についても多額の予算を要するなど容易ではないことから、代替収容制度は、迅速かつ適正な犯罪捜査を遂行する上でも、また、被疑者と弁護人、家族等との面会の便にも資するとして運用されており、現時点において、代替収容制度を廃止することは現実的ではないと認識している。
134. また、被疑者・被告人の勾留場所は、裁判官が、当該事件について存在する諸般の事情を総合的に考慮して、適切に決定していると承知しており、代替収容が悪用されているとは認識していない。さらに、被疑者・被告人が留置施設に収容された場合におけるそれらの者の処遇は、前回の最終見解に対する日本政府コメント（CCPR/C/JPN/CO/5/Add.1, パラ 8 から 11 まで）において回答したように、被留置者の人権に配慮して適正に行われている。

問 15 以下の情報につき、提供願いたい。

(a) 取調べにおける録音録画の試行の結果 (CCPR/C/JPN/6, パラ 143-148) 及び取調べの録音・録画制度に関する法務省の諮問機関の所見 (CCPR/C/JPN/6, パラ 150)。

(b) 裁判所に提出された録音録画が時々編集されているとの申立て。

(c) 被留置者が取調中に弁護人にアクセスすることを保障されることを確保するためにとられた手段。

(d) 警察の留置施設に拘禁されている被留置者の取調時間の厳格な時間制限を確保するための立法措置の採用。

(e) 制限区分第 4 種の受刑者に科される単独室収容を含む制限の行使。

(f) 自由を剥奪された者が家族との定期的なつながりを維持できることを保証するために講じられた措置。

(g) 公判前勾留 (CCPR/C/JPN/CO/5, パラ 19) の利用及び期間の制限のためにとられた、立法措置を含む措置。

(h) 高い有罪率及び有罪が自白に大きく基づいていることに対処するためにとられた手段。

(i) 取調中を含む自由を剥奪された者に対する拷問及び虐待行為に関する全ての申立て及び不服に対し、迅速、公平かつ効果的に調査する権限を有する効果的かつ独立した機関の存在 (CCPR/C/JPN/6, paras. 132-134)。

(答)

(a)

(取調べにおける録音録画の試行の結果)

135. 検察当局においては、現在、被疑者の身柄を拘束中の事件で、かつ
- 裁判員裁判対象事件
  - 知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件
  - 精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件
  - いわゆる独自捜査事件であって、検察官が被疑者を逮捕した事件について、公判請求が見込まれない場合であるなどの一定の事情がある場合を除き、全過程を含め、できる限り広範囲な録音・録画を行うなど、積極的に取調べの録音・録画の試行に取り組んでいる。
136. まず、裁判員裁判対象事件に関する録音・録画の試行状況については、昨年 (2012 年) 4 月から本年 (2013 年) 3 月までの 1 年間で、
- 実施件数 3680 件 (実施率約 90.8%)
  - 不実施件数 371 件
- であり、

137. 最終的に裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求したものに限り、  
●実施件数 1431 件（実施率約 96.8%）  
●不実施件数 47 件  
であり、
138. 実施した 3680 件のうち 1890 件（実施率約 51.4%）について、検察官の取調べの全過程の録音・録画が実施された。
139. 次に、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件に関する試行状況については、昨年（2012 年）4 月から本年（2013 年）3 月までの 1 年間で、  
●実施件数 1054 件（実施率約 97.9%）  
●不実施件数 23 件  
であり、
140. 実施した 1054 件のうち 619 件（実施率約 58.7%）について、検察官の取調べの全過程の録音・録画が実施された。
141. 次に、精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件に関する試行状況については、昨年（2012 年）11 月から本年（2013 年）3 月までの 5 か月間で、  
●実施件数 783 件（実施率約 97.5%）  
●不実施件数 20 件  
であり、
142. 実施した 783 件のうち 336 件（実施率約 42.9%）について、検察官の取調べの全過程の録音・録画が実施された。
143. 最後に、いわゆる独自捜査事件であって、検察官が被疑者を逮捕した事件に関する試行状況については、昨年（2012 年）4 月から本年（2013 年）3 月までの 1 年間で、  
●実施件数 130 件（実施率約 95.6%）  
●不実施件数 6 件  
であり、
144. 実施した 130 件のうち 85 件（実施率約 65.4%）について、検察官の取調べの全過程の録音・録画が実施された。
145. 警察においては、2008 年 9 月から、一部の都府県警察において、裁判員裁判対象事件のうち自白事件の被疑者の取調べの録音・録画の試行を開始し、2009 年 4 月からこの試行を全国警察に拡大した。さらに、2012 年 4 月からは自白事件のみならず必要に応じて否認事件等にも試行を拡大するとともに、様々な場면을対象に試行を実施している。
146. また、2012 年 5 月からは知的障害を有する被疑者に係る事件についても試行を開始している。
147. 取調べの録音・録画の試行は、裁判員裁判対象事件については、2013 年

3月までに4,546件(平成24年度中における実施率は約77.2パーセント), 知的障害を有する被疑者に係る事件については, 2013年4月までに967件について実施されている。

(取調べの録音・録画制度に関する法務省の諮問機関の所見)

148. 2013年1月に, 法務大臣の諮問機関が中間的な取りまとめの趣旨で策定した文書では, 取調べの録音・録画制度について, 「録音・録画の有用性を我が国の刑事司法に取り込むための方策として, 被疑者取調べの録音・録画制度を導入する必要がある。制度の導入に当たっては, 録音・録画について指摘されている問題点についても十分考慮しつつ, 取調べの適正が十分に確保されるとともに, 取調べ状況をめぐる争いが生じた場合に客観的な形での確な事実認定が可能となる仕組みとすることが求められる。」とされており, 同機関では, 現在, この方針に沿って, 具体的な制度設計についての議論が進められている。

(b) 録音録画の編集についての申立て

149. 一般論として申し上げれば, 法廷において長時間の録音録画を再生することは, それのみで長時間の審理時間を必要とすることから, 現実的ではなく, 裁判所での審理の迅速化や効率化等のため, 検察官が, 弁護人の同意を得た上で, 裁判所に対し, 争点の判断等に必要な場面のみを抽出した録音録画媒体を提出する場合もあるが, その場合でも, 検察官は, 弁護人からの求めがあれば, 弁護人に対し, 基本的に全ての録音録画媒体を開示している。

(c) 取調べ中の弁護人へのアクセス

150. 警察においては, 2008年5月に通達を発出し, 検察当局においては, 2008年9月から, 被疑者と弁護人との接見に関して一層の配慮を行う方策を実施しており, 具体的には
- 取調べ中に被疑者から弁護人等と接見したい旨の申出があった場合, 当該申出があった旨を直ちに弁護人等に連絡する
  - 取調べ中の被疑者について弁護人等から接見の申出があった場合, できる限り早期に接見の機会を与えるようにすることとしている。

(d) 取調べ時間の厳格な時間制限

151. 捜査の流動性や事件の多種多様性に鑑みると, 一定時間を超える取調べ

や特定の時間帯における取調べを法律で一律に規律することは困難である。

152. 他方で、日本警察では、次のような規則を定めている。
- 取調べは、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜に又は長時間にわたり行うことを避けなければならない。
  - 午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に被疑者取調べを行う場合や、1 日につき 8 時間を超えて被疑者取調べを行う場合には、警察本部長等の事前の承認を受けなければならない。
153. 後者の場合、承認を申請された警察本部長等は、個別の事案ごとに、事案の概要、取調べ状況、供述状況、捜査の見通し、被疑者の事情等を総合的に勘案して、承認の必要性、合理性及び適正性を判断する。
154. また、事前の承認を得ずに午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に被疑者取調べを行った場合や、1 日につき 8 時間を超えて被疑者取調べを行った場合には、捜査に関与しない監督部門によって取調べの中止その他の措置が講じられる。

(e) 制限区分第 4 種の受刑者に科される制限の行使

155. 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律においては、受刑者について、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図る目的（法 30 条）を達成する見込みが高まるに従い、刑事施設の規律及び秩序を維持するための制限を順次緩和することとされているところ、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることができる見込みが低い受刑者については、制限区分第 4 種に指定され、制限の緩和は行われなるとともに、その矯正処遇等は、居室棟内で行うものとされている。
156. 制限区分第 4 種の受刑者については、個々の受刑者の性向や行状等に応じて、個別面談やグループカウンセリングなどによって、上位の制限区分に指定が変更できるよう積極的な働き掛けを行うとともに、集団運動などの集団処遇の機会を月 2 回以上設けるなどして、できる限り配慮を行っているところである。

(f) 家族との定期的なつながり

157. 被収容者及び被留置者には、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律により、親族との面会、信書の発受という外部交通が権利として保障されている（ただし、未決拘禁者について、刑事訴訟法に基づき接見禁止等決定が付されている場合には、親族との外部交通が制限されることが

ある)。

158. もっとも外部交通の回数や態様等について、施設の管理運営上必要な制限が設けられる場合があるが、これについても、最低限の面会回数や信書の通数は確保されており、家族との定期的なつながりが保障されている。

(g) 公判前勾留の利用及び期間の制限のためにとられた措置  
(現行法上の制限について)

159. 我が国においては、起訴前の勾留は、
- 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があること
  - 被疑者が定まった住居を有しないか、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるか、あるいは、逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があること
  - 勾留の必要があること
- という厳格な要件を満たす場合に限り、することができることとされている。
160. また、起訴前の勾留に当たっては、まず検察官がこれらの要件を満たすか否かを判断し、検察官が勾留を請求した場合には、裁判官が更に、これらの要件を満たすか否かを判断することとされており、起訴前の勾留は、このような司法審査を経て初めてすることができる。
161. さらに、起訴前の勾留については、身柄拘束を慎重に行う観点から、短期間の身柄拘束である逮捕を先行させなければならず、逮捕段階において身柄拘束を継続する必要がないと判断されれば、起訴前の勾留はされないこととなる。
162. 起訴前の勾留の期間は、原則として10日間とされており、やむを得ない事由がある場合においても、通常は、最長で10日間までしか期間の延長ができないこととされている(内乱罪・外患罪等の極めて限られた罪については、最長で15日間までの期間延長が可能)。
163. そして、「やむを得ない事由」があるかどうかの判断は、まず検察官が行い、検察官が勾留期間の延長を請求した場合には、裁判官が更に判断することとされており、勾留期間の延長は、このような司法審査を経て初めてすることができる。
164. 以上に加え、起訴前の勾留に対しては、不服申立て(準抗告)ができる上、勾留取消しの請求や勾留執行停止の申立ても可能である。

(法制審議会における検討について)

165. 被疑者の身柄拘束の在り方に関しては、本年1月、法務大臣の諮問機関

である法制審議会の「新時代の刑事司法制度特別部会」が中間的な取りまとめの趣旨で策定した文書において、

- 勾留と在宅の間の中間的な処分を設けること
- 身柄拘束に関する適正な運用を担保するため、その指針となるべき規定を設けること

について、懸念等をも踏まえ、その採否を含めた具体的な検討を行うこととされたところであり、同部会においては、現在この方針に沿って議論が進められている。

(h)

166. 有罪率は、裁判所における個々の判断の集積の結果であり、政府としてはコメントすべき立場にないが、我が国の刑事司法制度においては、検察官は、緻密な捜査を実施した上で、有罪判決が得られるとの確信がある場合に限り起訴を行っており（これにより無実の者は早期に刑事手続から解放されることとなり、人権保障に資する）、かつ、適切な公判活動に努めている。
167. なお、裁判所においては、中立公正な第三者としての立場から、法と証拠に基づいて、厳正中立に事実認定をしておられるものと承知している。
168. 我が国の刑事訴訟法上、自白が被告人に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされないこととされているため、自白のみに基づいて有罪判決がなされることはあり得ない。

(i) 申立て及び不服

(検察関係)

169. 検察では、最高検察庁に設置された監察指導部において、検察官又は検察事務官の捜査・公判遂行上の違法・不適正行為又はこれらの疑いを抱かせる行為を、検察庁内外からの通報等を端緒に把握し、監察を含む事務監査の実施により、これに適切に対処する体制を整備している。
170. また、取調中を含む自由を剥奪された者が、拷問及び不適切な取扱いがあったとして告訴・告発等を行い、これを受けて捜査が行われ、被告人・被告発人が不起訴処分に付された場合において、当該告訴人・告発人がその処分に不服があるときは、有権者の中から抽選により選任された人により構成される検察審査会にその処分の当否の審査の申立てをすることができる（検察審査会法第30条）。さらに、特別公務員暴行陵虐罪等公務員による一定の犯罪の場合には、付審判請求を行い、裁判官において

審判に付するべきか否かを判断することを求めることができる（刑事訴訟法第 262 条第 1 項）。

（刑事施設関係）

171. 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律では、刑事施設に関する不服申立制度として、審査の申請、事実の申告の制度を設けており、その処理の公平性及び中立性を確保するため、刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会が設けられている。同検討会は、法学者、弁護士、医師等の外部の有識者（委員）から構成されており、法務大臣に対する再審査の申請と事実の申告について、法務大臣が申請人の申請に理由がないとして退けようとする場合及び申告に係る事実が認められないことを通知しようとする場合に、同検討会に諮ることとしている。
172. 同検討会は、2006 年 1 月 12 日の第 1 回会議以降、おおむね毎月 2 回ずつ開催され、2013 年 3 月末現在計 148 回開催されている。  
同検討会には委員から要望があった資料は全て提供され、不服申立てについてより公平で効果的な調査検討が行われている。
173. 被収容者の個別の不服申立ての処理を目的とするものではないものの、刑事施設の長に対して意見を述べるができる機関として刑事施設視察委員会がある。
174. 刑事施設視察委員会は、刑事施設の視察、被収容者との面接、被収容者からの書面の受領等の活動を行い、刑事施設の運営の状況を把握した上で、刑事施設の長に対し、刑事施設の運営全般について意見を述べる事が可能である。
175. 同委員会は不服申立てについて調査する権限は有していないが、上記職務の範囲内で、職員の不適正な職務執行が疑われる事案があれば、刑事施設の長に必要な情報の提供を求めるなどして事案を把握することや、当該事案を契機として、その事案の根拠・背景となっている刑事施設の運営の在り方について意見を述べる事は可能である。

（警察関係）

176. 被疑者取調べに係る苦情については、内部規則に基づき、捜査部門とは異なる取調べを監督する部門に苦情内容が通知され、必要に応じて調査することとなっている。
177. 被留置者に関する不服申立て制度としては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律では、処分性のある行為等に関する審査の申請、身体に対する違法な有形力の行使についての事実の申告、処遇全般に関する

苦情の申出が設けられている。

178. この審査の申請，事実の申告については，まず警察本部長に対して行われ，これに不服があるときに都道府県公安委員会に対して申し立てることができる。苦情の申出については，警察本部長，警察本部長の指名により留置施設の実地監査をする監査官，留置業務管理者のいずれに対してもすることができる。
179. このほか，警察法第 79 条に基づき，都道府県公安委員会に対する苦情の申出もすることができる。なお，都道府県公安委員会は，都道府県警察の民主的運営を保障するため，住民の良識を代表する合議制の機関として置かれ，第三者的な立場から，都道府県警察を管理するものである。したがって，都道府県公安委員会の不服申立ての審査は，当然のことながら，第三者的な立場から客観的かつ公平に行われる。
180. なお，以上は，簡易迅速な救済手段を定めた行政過程における不服申立制度であるが，当然のことながら，違法に権利を侵害された者は，裁判所に訴訟を提起することができる。

問 16 締約国により捜査，起訴されなかった拉致，強制改宗及び強制非改宗の事例の報告に関してコメント願いたい。

(答)

181. 御指摘のような事例は，把握していない。
182. 一般論としては，捜査機関においては，刑罰法令に触れる行為があると認められる場合には，法と証拠に基づき，適切に対処している。
183. また，法務省の人権擁護機関では，人権擁護委員法及び人権侵犯事件調査処理規程に基づき，宗教・信条に基づく差別を含む人権侵害の申告等を踏まえて所要の調査を行い，事案に応じた適切な措置をとっている。

問 17 委員会の前回の最終勧告（CCPR/C/JPN/CO/5, パラ 10）に照らし、「公共の福祉」の概念を定義し、かつ「公共の福祉」を理由に宗教、意見及び表現の自由に科される制約が本規約の下で許容されている制約を超えることがない旨明記する立法をとることを予定しているか否か明らかにしていただきたい。教員及び学校職員が、学校行事の際、国歌の起立斉唱を拒んだために、減給、停職及び解雇を含む制裁の対象となってきたという報告に関してコメント願いたい。

（答）

184. 「公共の福祉」とは、主として、人権相互間の調整を図るとの理念の下、人権保障といえども絶対無制約ではなく、一定の制約がある旨を示す概念であると考えられている。
185. このように、「公共の福祉」は、各人権を最大限尊重しつつ、社会としての調和を図り、秩序を維持するための調整原理であり、国家による恣意的な人権制約を許容する根拠となるものではない。
186. したがって、「公共の福祉」を理由として、本規約の下で許容されている制約を超える制約が課されることは想定されないため、「公共の福祉」を理由に宗教、意見及び表現の自由に課される制約が本規約の下で許容されている制約を超えることがない旨を改めて明記する立法を取る必要性も想定されていない。
187. 入学式・卒業式において、教職員が国歌を起立斉唱するよう職務命令を発することは、教育委員会及び校長の権限上認められるものである。
188. そして、最高裁の判例は、公立高等学校の校長が教職員に対し卒業式等の式典における国歌斉唱の際に国旗に向かって起立し国歌を斉唱することを命じた旨の職務命令の適法性が問題となった事案において、当該職務命令の目的及び内容並びにこれによってもたらされる誓約の態様等を総合的に較量すれば、当該職務命令については、当該教職員の思想及び良心の自由についての間接的な制約を許容し得る程度の必要性及び合理性が認められると判示している（最高裁 2011 年 6 月 6 日第一小法廷判決）。なお、「公共の福祉」は、本件における思想及び良心の自由の間接的な制約の理由とはされていない。
189. 一般に、教育公務員は、住民全体の奉仕者として法令等及び上司の職務上の命令に従わなければならない立場にある。
190. そして、教職員の職務命令違反について、懲戒権者は、懲戒処分をすべきかどうか、また、懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択すべきかを決定する裁量権を有しており、懲戒権者において、その権限と責任に基づき適切に判断するものと考えている。もっとも、最高裁の判例によれば、

教職員に対する懲戒処分は、懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、当該教職員の上記行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分が他の公務員及び社会に与える影響等、諸般の事情に照らし、その判断が社会通念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合には、違法となるものと解されている(最高裁2012年1月16日第一小法廷判決)。

問 18 以下についてアップデートされた情報を提供願いたい。

(a) 本規約第 7 条により義務とされるノン・ルフールマンの原則の全ての事項を確保するために、改正された出入国管理及び難民認定法第 53 条 (CCPR/C/JPN/6, パラ 114, 115) が効果的に履行されることを確保するためにとられた措置。

(b) 独立した不服申立てメカニズムを確保し、かつ拒否された申請者が、庇護申請への否定的な決定につき不服申立てを提出する前に国外退去にならないことを保障するためにとられた措置 (CCPR/C/JPN/ CO/5, パラ 25)。

(c) 外国人が強制退去手続き中に不適切に取り扱われることがなく、かつ仮にこのような不適切な取り扱いがなされた場合に、効果的な救済と補償を受けられることを確保するためにとられた措置。

(d) 申し立てられた不服申立ての数、開始された手続き、及び言い渡された有罪判決及び刑罰の情報。

(答)

(a)

191. 出入国管理及び難民認定法 (以下「入管法」という。) 第 53 条第 3 項が効果的に履行されることを確保するため、退去強制事由該当容疑者を取り調べるときには、その者の風俗、習慣、言語等について十分に配慮し、日本語を十分理解できない容疑者については、適宜本人が理解できる外国語の通訳を介して意思の疎通を図りながら、退去強制手続を執っている。

192. その手続の中で、退去強制される場合の送還先に係る意見についても容疑者から録取しており、送還する場合の送還先に入管法第 53 条第 3 項に規定される国が含まれないことを明らかにすることで、ノン・ルフールマンの原則が効果的に履行される措置を確保している。

193. 退去強制手続における入国審査官の審査及び特別審理官の口頭審理に際しては、外国人から、送還される場合の希望送還先を含めた事情等必要な供述を注意深く丁寧に録取している。その上で、主任審査官が外国人に退去強制令書を発付する場合には、適切に送還先を決定することとしている。

(b)

194. 入管法第 52 条第 3 項では、退去強制令書が発付された者について、「速やかに送還しなければならない」旨定められているが、被退去強制者に対しては、当局処分に対する訴訟を行うことができる旨を書面で教示している上、退去強制令書が発付された難民不認定者に対しては、不認定の通知を受けた日から 7 日以内に異議申立てを行うことができる旨を書面で教示

しているほか、意思を表示しない者については、同期間内においては送還を実施しないという運用を行っている。

195. 難民不認定処分等に不服がある場合、当該難民認定申請者は法務大臣に対し、当該処分についての異議を申し立てることができるところ、難民異議申立てにおいては、より公正・中立な手続で難民の適切な庇護を図るため、2005年5月から難民審査参与員制度を設けている。
196. 同制度においては、難民不認定処分に係る異議申立てに対する法務大臣の決定に当たっては、すべての案件について難民審査参与員の意見を聴かなければならないなどとされていることに加え、難民審査参与員には、日本弁護士連合会、UNHCR、難民支援に豊富な経験を持つNGO等から推薦を受けた者など幅広い分野から中立的な立場にある有識者が任命され、公正中立的な第三者機関として案件の審査を行っており、法務大臣は、難民審査参与員の意見を尊重した上で結論を出すこととしていることから、異議申立手続の公正性・中立性・透明性は十分に確保されている。
197. なお、難民異議申立件数の増加に伴い、難民審査参与員を順次増員（前回報告時の56人から74人に増員）し、異議申立手続の迅速化を図っている。

(c)

198. 入国者収容所等に収容されている者は、入国警備官が行う処遇上の措置に不服があるときは、被収容者処遇規則第41条の2の規定に基づき、所長等に不服の申出を行い、最終的には、法務大臣に対して異議を申し立てることができるところ、その申出の内容に理由があると認められるときは、所長等が事案に応じた具体的な救済措置を執ることとなる。
199. なお、必要な措置の例としては、現在継続している措置の取消し、撤廃、変更、具体的な措置の実施、違法又は不法な措置があった場合の入国警備官に対する処分等がある。
200. 入国者収容所等における処遇の透明性の確保や施設の運営の改善向上を目的として、2010年7月、外部の有識者で構成される「入国者収容所等視察委員会」を新たに設置しているところ、同委員会は、入国者収容所等の視察及び被収容者との面接を行い、また、入国者収容所等の収容施設内に設けている提案箱に被収容者が投函した意見・提案書を踏まえ、入国者収容所等の長に意見を述べることとされており、入国者収容所長等は、その意見等を踏まえて、より一層の改善向上を図ることとなる。
201. この場合において、委員が被収容者と面接を行う際には、同委員会からの要請がない限り、入国管理局職員による立会いは行っておらず、提案箱

に投函された被収容者からの意見・提案について、入国管理局職員を介することなく、直接、同委員会に訴えることが可能となっている。

202. 2010年9月、入国管理局と日本弁護士連合会との間において、出入国管理行政における収容にまつわる諸問題を協議する場を持つこととするとともに、弁護士会が無料で入国者収容所等に収容中の被収容者からの法律相談に応じることなどについて合意した。この合意に基づき実施している弁護士会による出張無料相談などを通じて、被収容者が法的救済を求めて訴訟を提起することも可能である。

(d)

203. 2010年から2012年までの間で、入国者収容所等に収容されている者から、被収容者処遇規則第41条の2の規定に基づく不服の申出及び法務大臣に対する異議の申出を受けた件数等は次のとおりである。

	不服申出	処 理 (内訳)	異議申出	処 理 (内訳)
2010年	58件	理由なし：49件 取 下 げ： 5件 却 下： 4件	17件	理由なし：17件
2011年	52件	理由なし：39件 取 下 げ： 7件 却 下： 6件	12件	理由あり： 1件 理由なし： 9件 取 下 げ： 2件
2012年	90件	理由あり： 1件 理由なし：77件 取 下 げ： 2件 却 下：10件	34件	理由なし：33件 取 下 げ： 1件

問 19 庇護申請者の収容に代わる手段の利用に関する情報及び庇護申請者に対する収容が最後の手段としてのみ利用されることを確保するためにとられた措置に関する情報を提供願いたい。相当な数の不正規移民（irregular migrants）及び庇護申請者が収容に対する司法審査へのアクセスが制限された状態で長期間収容されているとの報告に関しコメントをいただきたい。庇護申請をしている児童，特に保護者のいない児童の収容を避け，かつ適切な監護と支援を確保するために，締約国がいかなる措置をとったのか。入国収容所等視察委員会の独立性及び実効性を強化するためにとられた措置を明らかにしていただきたい（CCPR/C/JPN/6，パラ 156）。

（答）

204. 難民認定申請者の多くを正規在留者が占めており，また，不正規在留者の多くが収容令書又は退去強制令書が発付された後に申請を行った者である。収容前に申請した者を収容することは極めて稀である。
205. 不正規在留者であっても，退去強制令書の発付を受けていないこと，本邦に上陸した日から 6 か月以内に難民認定申請を行っていることなど一定の要件を満たす場合には，仮滞在が許可され（法第 61 条の 2 の 4 第 1 項），収容を含む退去強制手続が停止される（法第 61 条の 2 の 6 第 2 項）。
206. なお，仮滞在を許可する際の住居の確保について，「難民問題に関する三者協議会（注）」の下に立ち上げた作業部会において，NGO の協力を得ることを協議している。

（注）2012 年 2 月 10 日，法務省入国管理局と特定非営利活動法人「なんみんフォーラム」は，当局が所掌する難民認定手続等に関し，両者の協働を通じて具体的に改善可能な事項について，その実施に向け協議・協力することに合意し，また，日本弁護士連合会は，三者の協働も視野にその協議に参画することに合意し，三者間で覚書を締結し，「難民問題に関する三者協議会」を開催することとした。

207. 収容令書又は退去強制令書が発付された後に申請を行った者等で収容した場合でも，収容が長期に及ぶ場合には，仮放免の弾力的な運用を行っている。
208. 入国者収容所等に収容されている者は，出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第 61 条の 7 第 1 項の規定により，保安上支障がない範囲内においてできる限りの自由が与えられており，設備が整っている入国者収容所等においては，一定の時間帯において，外部へ自由に電話をかけることができるところ，収容施設内に弁護士会等の連絡先を掲示するなどして案内しており，司法審査へのアクセスを可能としている。

209. また、2010年9月、入国管理局と日本弁護士連合会との間において、出入国管理行政における収容にまつわる諸問題を協議する場を持つこととするとともに、弁護士会が無料で入国者収容所等に収容中の者からの法律相談に応じることなどについて合意しているところ、この合意に基づき実施している弁護士会による出張無料法律相談などを通じて、法的救済を求めて訴訟を提起することも可能である。
210. 入管法上、退去強制手続は、被退去強制者の身柄を収容した上で進めることが原則とされており、これは未成年者についても例外ではないが、未成年者の退去強制手続を行うに当たっては、人道的配慮の観点から、仮放免を弾力的に運用し、実質的に収容しないようにしている。
211. なお、その場合は、親族や児童相談所に一時保護を依頼して預けるなど、適切に対応している。
212. また、預け先がないなど、本人の利益のためにやむを得ず収容する場合であっても、退去強制手続や難民認定手続を他の者より優先して処理するなどして、必要最小限の収容にとどめるようにしている。
213. 入国者収容所等視察委員会については、その独立性を担保するため、委員が被収容者等と面接を行う際は、同委員会からの要請がない限り、入国管理局職員による立会いは行っておらず、提案箱に投函された被収容者等からの意見・提案書についても、委員が直接提案箱を開封して書面を回収しており、被収容者等は、意見や提案について、入国管理局職員を介することなく、直接、同委員会に訴えることとなっている。
214. また、同委員会の意見は入国者収容所等を直接的に拘束するものではないものの委員会の提出した意見はできる限り施設運営に反映させるよう配慮しており、2012年7月から2013年6月までの1年間の視察委員会の活動においては、57件の意見が提出され、主な意見としては、「提案箱に投函する意見・提案書の多言語化」、「プライバシー保護のため、シャワー室の窓を磨りガラスにするなどの検討」、「屋外運動場コンクリート部分の安全確保」などがある。これら委員会の意見のほとんどについて、「意見・提案書について13か国語を用意」、「窓ガラスに半透明のフィルムの添付」、「緩衝材の設置」といった措置を講じたり、実現に向けて検討中である。

問 20 アイヌ、琉球及び沖縄が教育、公的参加及び雇用の面で依然として差別されているとする報告についてコメント願いたい。これらの文化遺産、伝統的な生活習慣及び土地に対する権利を保護し促進するためにとられた措置について明らかにしていただきたい。アイヌ及び琉球及び沖縄の児童がその言語でその文化の教育を受けることを認めるためにとられてきている手段はいかなるものか (CCPR/C/JPN/, パラ 335)。

(答)

215. 沖縄に住んでいる人々は長い歴史の中で特色豊かな文化、伝統が受け継がれていると認識しているが、日本政府として、「先住民族」と認識している人々はアイヌの人々以外には存在しないというものであり、沖縄の方も等しく日本国民であり、日本国民として同様の権利を享受し、日本国民として同様の救済措置が利用可能である。
216. 我が国では、何人も自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利は否定されていない。その前提で、沖縄の文化的伝統、生活様式に関しては、沖縄振興基本方針に基づき、沖縄の独自の文化の保全・継承に取り組んでいる。
- アイヌについては、北海道庁が、1972年以來、6次にわたり「北海道アイヌ生活実態調査」を実施し格差等を調査した上で、生活の安定、教育の充実、雇用の安定、産業の振興等北海道におけるアイヌの生活向上に向けた対策を講じている。
217. 現時点において、一般道民との格差が全く無くなったとは言えないものの、格差の改善が着実に進んでおり、日本政府としては、北海道庁が進めている上記施策を通して、格差の解消に努めていく。
218. 1997年、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律が施行され、アイヌ文化の振興等を図るための事業を実施する「財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構」を設立した。
219. 同財団では、日本政府の支援を受けて、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進、アイヌ語の振興、アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する普及啓発、伝統的生活空間の再生といった事業を実施しており、アイヌ語やアイヌ文化の振興に寄与している。
220. 一方、政府の主導により北海道において「民族共生の象徴となる空間」(2020年公開予定)の整備も進んでいる。象徴空間には、博物館、アイヌの伝統的家屋群、工房等の設備を備え、子供から大人までアイヌの世界観、自然観を学ぶことが出来る空間にする予定で、アイヌ文化復興等に関するナショナル・センターになることが期待されている。
221. アイヌの児童がその言語でその文化の教育を受けることを認めるために

とられてきている手段の保障については、我が国においては、先に述べたとおり、何人も、自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し、自己の言語を使用する権利は否定されていない。

222. アイヌの文化遺産については、従前から文化財保護法に基づき、アイヌ古式舞踊やアイヌの生活用具（伝統衣装や狩猟道具、農機具、楽器など）を国の文化財として指定するとともに、これらの保存・継承のための事業に対する補助を行っている。

223. また、沖縄の文化遺産については、文化財保護法に基づく国指定等文化財について保存修理等に対する補助（補助率は原則 1/2 だが、一部事業によっては補助事業者が沖縄県内に所在する場合に 4/5）を行うなど、他の都道府県と同様に保護・活用等のための措置を実施している。

問 21 マイノリティの児童に十分な教育を確保するためにいかなる進展があったか明らかにしていただきたい。締約国が朝鮮人学校に所属する児童の高等学校教育に無償化プログラムの適用を考慮しているかについての情報を提供願いたい。締約国は、朝鮮人学校終了証書を直接の大学入学資格と見なしているか。

(答)

(マイノリティの児童の教育の確保について)

224. 我が国においては、憲法第 26 条において、「法律の定めるところにより、すべての国民は教育を受ける権利を有し、その子女に普通教育を受けさせる義務を負う」ことが規定されている。これを受けて、学校教育法において、保護者に小・中学校に就学させる義務を課し、9 年の義務教育制度を定めている。マイノリティの意味が必ずしも明らかではないが、日本では、日本国籍を有しているものであれば、差別なく十分な教育の機会が確保できるようにしている。

(朝鮮高校への無償化適用について)

225. 朝鮮学校への高校無償化制度の適用については、朝鮮学校が制度の対象となるための基準を満たすかどうかを審査した結果、朝鮮学校は朝鮮総連と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることなどから、「法令に基づく学校の適正な運営」という指定の基準に適合すると認めるに至らなかったため、不指定処分とした。

226. 今後、朝鮮学校が都道府県知事の認可を受けて、学校教育法第 1 条に定める高校になるか、または北朝鮮との国交が回復すれば、現行制度で審査の対象となり得る。

227. なお、学校教育法 1 条に定める高校や既に指定を受けている外国人学校には、現に多くの在日朝鮮人・韓国人が学んでおり、本制度による支援を受けている。

(朝鮮人学校終了証書は大学入学資格とみなしているか)

228. 大学入学資格については、従前より、国籍、人種、性別等に関わらず、全ての者にこの資格を獲得するための複数の手段が認められている。(例：日本の高等学校の卒業、高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)等)

229. 日本の公教育のスタンダードを満たさない外国人学校の卒業生については、個々人が学力面で一定の要件を満たすことにより大学入学資格を取得できるとの取扱いとしており、制度改正により手段の多様化を行っている。

230. 1999年には制度改正を行い、朝鮮人学校を含め外国人学校で学ぶ児童生徒等について、大学入学資格検定（2005年より「高等学校卒業程度認定試験」）の受験による大学入学資格の取得を可能にしたところである。
231. さらに、2003年には、大学による個別審査において、個人の学習歴等を適切に審査して高校卒業と同等以上の学力があると認められる者については、朝鮮人学校等の外国人学校卒業者を含め、大学入学資格を認めることとする等の制度改正を行っている。

問 22 委員会の前回の最終見解に照らして (CCPR/C/JPN/5, パラ 22), 締約国が, 「慰安婦」制度と呼ばれる, 第 2 次世界大戦中の軍による性奴隷慣行の被害者に対する虐待 (abuse) に対して法的な責任 (legal responsibility) を認めることを考慮したかについて情報を提供願いたい。締約国が被害者に十分かつ効果的な救済策を提供するために立法上及び行政上の措置をとり, 事実を捜査し加害者を訴追し, この問題に関し一般公衆 (general public) を教育し, そして政府機関及び公的な人物による事実を否定しようとする最近の試みに対して措置をとるつもりであるか委員会に情報提供願いたい。

(答)

232. 本規約は, 我が国が同規約を締結 (1979 年) する以前に生じた問題に対して遡って適用されないため, いわゆる従軍慰安婦問題を同規約の実施状況の報告において取り上げることは適切でないが, 2008 年 10 月第 94 回会期自由権規約委員会の審議及び日本の報告書に対する最終見解に留意し, 我が国の取組について述べることにする。
233. 日本は, 先の大戦に至る一時期, 多くの国々, とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた。これまで, 日本政府は, こうした歴史の事実を謙虚に受け止め, 改めて痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを累次表明するとともに, 先の大戦における内外のすべての犠牲者に謹んで哀悼の意を繰り返し表明してきた。
234. 慰安婦問題に関しては, 安倍総理は, 筆舌に尽くしがたいつらい思いをされた方々のことを思い, 非常に心を痛めている。この点についての思いは, 歴代総理と変わらない。
235. 一方, 慰安婦問題を含め先の大戦に係る賠償並びに財産及び請求権の問題については, 日本政府は米, 英, 仏等 45 カ国との間で締結したサンフランシスコ平和条約及び二国間条約等に従って誠実に対応してきているところであって, これらの条約等の当事国との間では, 元慰安婦も含めて個人の請求権の問題については法的に解決済みである。特に, 韓国との間では, 日韓請求権協定第二条 1 が, 「両締約国は, 両締約国及びその国民 (法人を含む。) の財産, 権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が, 1951 年 9 月 8 日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第 4 条 (a) に規定されたものを含めて, 完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」と規定している。
236. それでもなお, 日本は, 慰安婦問題が多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であることから, 日本政府及び日本国民のお詫びと反省の気持ちをいかなる形で表すかにつき国民的な議論を尽くした結果, 1995 年 7 月 19 日, 元慰安婦の方々に対する償いの事業などを行うことを目的に, 国民

と政府が協力して「アジア女性基金(AWF)」を設立した。具体的には、AWFは、韓国、フィリピン、台湾の元慰安婦（各国政府によって認定され、かつ本人が受取りを望んだ方々）に対し、償い金（一人当たり 200 万円）をお渡しした。また、AWFは上記のそれぞれの国において、医療・福祉支援事業も実施しており、インドネシアにおいては高齢者のための福祉施設整備のための財政支援を実施し、オランダにおいては、先の大戦中心身にわたり癒やしがたい傷を受けた方々の生活状況の改善を支援するための事業に財政支援を行った。政府は、同基金の事業に必要な資金として総額約 48 億円の拠出を行い、元慰安婦の方々への医療・福祉支援事業（総額約 11 億 2200 万円）や国民からの募金に基づく「償い金」の支給等の基金事業に対して最大限の協力を行ってきた。更に、償い金が提供された際、その当時の総理大臣（橋本龍太郎総理、小渕恵三総理、森喜朗総理及び小泉純一郎総理）は、政府を代表して、自筆の署名を付した謝罪と反省を表明した手紙（同手紙、別添）をそれぞれの元慰安婦に直接送った。AWFは、インドネシアでの事業が終了したことを受け、2007年3月に解散したが、現在も、同基金のフォローアップ事業を行っている。

問 23 以下の情報を提供願いたい。

(a) 「人身取引対策行動計画 2009」の実施により評価される効果 (CCPR/C/JPN/6, パラ 116, 117)。

(b) 被害者の認定を強化し、人身取引の被害者の保護と社会復帰を強化するためにとられた措置 (CCPR/C/JPN/6, パラ 123-125)。

(c) 警察, 司法, 検察庁の職員及びソーシャルワーカーを含む人身取引に対する締約国の措置を実施することに関与する職員のためのトレーニングプログラム。

(d) 締約国に人身取引された者及び締約国を經由して人身取引された者に関する性別, 年齢別, 出身国別の統計データ, 訴追及び有罪判決及び加害者に科された刑罰に関する情報 (CCPR/C/JPN/6, パラ 119-122)。

(答)

(a) 「人身取引対策行動計画 2009」の実施による評価される効果

237. 「人身取引対策行動計画 2009」を策定後, その実施により, 例えば, 国内の人身取引の検挙件数は 28 件 (2009 年) から 44 件 (2012 年) に, 検挙人員は 24 人 (2009 年) から 54 人 (2012 年) に増えている。

(b) 被害者の認定, 被害者の保護と社会復帰

(被害者の認定)

238. 我が国は, 「人身取引対策行動計画 2009 (Japan's 2009 Action Plan to Combat Trafficking in Persons)」に基づき, 人身取引事案の取扱方法のうち被害者の認知に関して, 人身取引の定義及びこれに基づく被害者認知のための着眼点, 並びに関係行政機関において講ずべき措置について整理し, あわせて, 人身取引対策に携わる関係機関, 団体等における活動の参考に供するため, 2010 年 6 月, 「人身取引事案の取扱方法 (被害者の認知に関する措置) ( "Guidelines on the Treatment of Human Trafficking Cases (Measures for Identification of Victims)" )」 (人身取引被害者認知マニュアル) を取りまとめた。同取扱方法に従い, 関係機関において被害者に該当する可能性がある者を認知した場合には, できるだけ幅広く保護を念頭に置いた措置を講ずることとしている。

239. 2005 年, 人身取引議定書の締結に際し, 入管法の一部を改正し, 人身取引の定義や, 被害者の法的地位の安定化を図るための在留特別許可の規定を新設した。法務省入国管理局では, これらの規定に基づき, 人身取引事案に係る措置要領を定め, 国際移住機関 (IOM) が作成した被害者該当性判断のための調査事項等を参考として, 慎重かつ十分な調査を行うとともに, 警察, 在日外国公館及び IOM 等とも連携し, 人身取引に関する情報の提供

を受けるなどして、人身取引被害者か否かを判断している。

(被害者の保護)

240. 人身取引被害者の保護という観点から、我が国は2011年7月、人身取引事案の取扱い方法のうち被害者の保護に関して、被害者保護のための着眼点及び関係行政機関において講ずべき措置について整理し、あわせて人身取引対策に携わる関係行政機関、団体等における活動の参考に供するため、「人身取引事案の取扱い方法（被害者の保護に関する措置）について（“Guidelines on the Treatment of Human Trafficking Cases (Measures for Protection of Victims)”）」を取りまとめた。右取扱い方法は、警察、入国管理局、法務局、婦人相談所、児童相談所、労働基準監督署、外務省等の関係行政機関の各種窓口において、相談者等が、人身取引被害者又はそれに該当する可能性がある者と判断される場合には、その者を保護することを念頭に置き、必要に応じて警察、入国管理局、海上保安庁、婦人相談所（相手方が女性の場合に限る。以下同じ。）及び児童相談所（相手方が児童の場合に限る。以下同じ。）に速やかに通報又は連絡し、より専門的な判断を求めるなど、相互に連携の上、対応するとしている。
241. 婦人相談所においては、これまでも、心理療法担当職員の一時保護所への配置や外国人対応のための通訳雇上費の計上、一時保護中の医療費の支援など、利用可能な法的援助に関する周知を行いつつ、保護の充実を図ってきたところである。また、政府の人身取引対策行動計画において、2005年度から、「より適切な保護が見込まれる場合に民間シェルター等への一時保護委託の対象を人身取引被害者にも拡大する」とされたことを受け、人身取引被害者を婦人相談所から民間シェルター等に一時保護委託する制度を実施しているところである。
242. また、2012年9月、警察と婦人相談所がより緊密に連携して人身取引事犯の対応を行うため、小冊子「警察における人身取引事犯の取扱いの流れ」を作成し、厚生労働省を通じて都道府県婦人相談所に送付した。
243. 2005年に改正された入管法第50条第1項第3号において、人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるときは、法務大臣は在留を特別に許可することができると規定している。法改正の趣旨に基づき、人身取引被害者が不法残留等の入管法違反状態の場合は、原則、在留特別許可することとしており、実際に、人身取引被害者の統計を取り始めた2005年以降は不法滞在状態の人身取引被害者には全て在留を特別に許可している。
244. また、被害者から在留期間の更新や在留資格の変更申請があった場合に

においても、その者が置かれている状況等に十分配慮して原則これを許可している。

#### (被害者の社会復帰)

245. 人身取引被害者の社会復帰という点では、日本は、2013年度予算において、10Mへ約27万米ドルを計上し、外国人人身取引被害者のうち、帰国を希望する同被害者への帰国支援及び社会復帰支援事業を行った。拠出金の一部は、国内で保護された被害者の帰国後の社会復帰支援費用（職業訓練・医療費等）にあてられている。

#### (c) 職員のためのトレーニングプログラム

##### (警察)

246. 警察においては、人身取引被害者やその関係者に接する可能性のある職員に対し、警察学校における講義等を通じ、人身取引被害者を認知するための着眼点等に関する教養・訓練を実施している。
247. 具体的には、相談者等が外国人である場合には母国語により対応し、女性である場合には、必要に応じ女性職員が対応し、相談者等のプライバシーに十分配慮するなど、相談者等が相談しやすい環境をつくることなどを指導・教養している。

##### (裁判官)

248. 裁判官の研修を担当する司法研修所においては、任官時を含めて、新しい職務又はポストに就いた裁判官に対して実施する各種研修の中で、人権問題を専門とする大学院教授や、人権擁護に携わっている機関の職員等を講師として招き、国際人権規約、児童の売買等議定書などの各種国際法規に係る種々の問題に関する講演を行っており、このような研修を通じて、人身取引を巡る諸問題についての裁判官の理解と意識を高めている。
249. また、裁判官以外の裁判所職員の研修を担当する裁判所職員総合研修所においても、研修カリキュラムにおいて、憲法を専門とする大学院教授や、人権擁護に携わっている機関の職員等を講師として招き、基本的人権の保障、人権擁護等をテーマとした講義を行っており、このような研修を通じて、人身取引を巡る諸問題についての職員の理解と意識を高めている。

##### (検察官)

250. 検察官に対しては、経験年数等に応じた各種研修において、人身取引事犯に適切に対処することを目的とした講義を実施している。

(入国管理官署所属職員)

251. 入国管理官署に所属する職員のうち、指導的立場にある職員に対し、「入国管理局関係職員人権研修」及び「人身取引対策及びDV事案に係る事務従事者研修」を実施し、外部関係機関や学識経験者を講師とした、DV、人身取引等についての研修を行っている。
252. また、同研修に参加した職員が、各所属庁においてその研修内容を部下職員等に周知している。

(d)

(締約国に人身取引された者及び締約国を經由して人身取引された者に関する性別、年齢別、出身国別の統計データ)

253. 2010年中に我が国において認知した人身取引の被害者数は43名である。そのうち、18歳以上の女性は35名、18歳未満の女性は4名、18歳以上の男性は3名、18歳未満の男性は1名である。出身国の内訳は、フィリピン28名、日本12名、タイ1名、中国1名、韓国1名である。
254. 2011年中に我が国において認知した人身取引の被害者数は45名で、その全員が18歳以上の女性である。出身国の内訳は、フィリピン15名、インドネシア13名、タイ12名、日本4名、台湾1名である。
255. 2012年中に我が国において認知した人身取引の被害者数は27名である。そのうち、18歳以上の女性は25名、18歳未満の女性は2名、男性は0名である。出身国の内訳は、日本11名、フィリピン11名、タイ3名、台湾1名、韓国1名である。
256. なお、我が国を經由して人身取引された者に関する統計データは存しない。

(訴追及び有罪判決及び加害者に科された刑罰に関する情報)

257. 警察において取り扱った2010年中における人身取引事犯の検挙被疑者24人について、起訴された者が14人、証拠上の問題等により不起訴処分となった者が10人となっている。
258. 起訴された14名については、懲役刑(罰金併科を含む)に処された者が13人、罰金刑に処された者が1人となっている。なお、懲役刑に処せられた者についての量刑は、最長で4年6月、最短で10月である。
259. 警察において取り扱った2011年中における人身取引事犯の検挙被疑者33人について、起訴された者が21人、証拠上の問題等により不起訴処分となった者が9人、家庭裁判所送致となった者が2人、警察が検察庁に送致

しなかった者が1人となっている。

260. 起訴された21名については、懲役刑（罰金併科を含む）に処された者が19人、罰金刑に処された者が2人となっている。なお、懲役刑に処せられた者についての量刑は、最長で4年、最短で1年2月である。
261. 警察において取り扱った2012年中における人身取引事犯の検挙被疑者54人について、起訴された者が38人、証拠上の問題等により不起訴処分となった者が14人、家庭裁判所送致となった者が2人となっている。
262. 起訴された38名については、懲役刑（罰金併科を含む）に処された者が32人、罰金刑に処された者が6人となっている。なお、懲役刑に処せられた者についての量刑は、最長で4年、最短で10月である。

問 24 特に技能実習生及び研修生との関連において、改正出入国管理及び難民認定法（CGPR/C/JPN/6、パラ 32）の下、労働者の権利保障を強化・監視するために取られた措置に関する情報の提供を願いたい。性的搾取が疑われる事案や技能実習生及び研修生の強制労働に等しい状況に対処するためにいかなる手段が講じられているかにつき明示していただきたい。

（答）

263. 研修・技能実習制度は、我が国で培われた技能等の開発途上国等への移転を図り、当該開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的とするものであるが、技能実習生（※）が実質的に低賃金労働者として扱われるなどの問題が発生したことから、平成 21 年に入管法を改正し、技能実習生の法的保護の強化等を図った。
264. 具体的には、在留資格「技能実習」を創設し（※※）、実務研修を行う場合は、労働保護法規（※※※）の規制の下で技能等の修得をする活動を行うこととするとともに、監理団体による指導・監督体制を強化したものである。
265. 技能実習生に対する性的搾取や強制労働などの労働関係法令違反の疑いがある事案については、不適正な受入れを行っている疑いのある技能実習実施機関や監理団体に対して、実地調査を実施し、不正行為が認められたものについては、その類型に応じて不正行為の通知を行い、最長で 5 年の受入れを停止するなど厳格に対応している。
266. そのほか、関係機関との連携強化や監理団体に対する啓発活動適正化のための様々な取組みに加え、不適正な受入れを行っている疑いのある技能実習実施機関や監理団体に対して、調査体制を強化し、さらに積極的に実態解明を行うなど、一層の適正化に努めている。

※ 平成 21 年の法改正前においては、「研修生」および「技能実習生」を指す。

※※ 平成 21 年の法改正により、改正前の在留資格「研修」は、改正後の在留資格「研修」及び「技能実習 1 号」に、改正前の「特定活動（技能実習）」は改正後の在留資格「技能実習 2 号」に対応する。

※※※ 労働者の保護に関する法規として次のものがある。

労働基準法

最低賃金法

労働安全衛生法 等

267. また、技能実習生が技能等修得活動を開始する前に、実習実施機関等が

労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出等の措置を講じている必要がある。

268. 技能実習制度推進事業実施機関において、監理団体及び実習実施機関に対し巡回して直接労働関係法令等の遵守状況を確認し、助言指導を行っている。また、技能実習生の労働条件や生活面のトラブル等に関する相談に対応するため、技能実習生の母国語による電話相談を実施している。加えて、技能実習生に対して、母国語で技能実習生の心構え、賃金、労働時間、安全衛生をはじめとする労働関係法令や日常生活に必要な情報等が記載された技能実習生手帳を交付すること、法務省の指針に基づき、監理団体が技能実習生に対し法的保護情報を含めた講習を行うことにより、権利保障の強化を図っている。なお、巡回指導及び母国語相談の結果、重大な違反については労働基準監督機関及び出入国管理機関に対して情報提供を行っている。
269. さらに、労働基準監督機関においては、技能実習生について、事業主等に対して労働基準関係法令を周知するとともに、労働契約締結時の労働条件の書面による明示、賃金支払の適正化等の徹底を図っている。また、重大又は悪質な労働基準関係法令違反事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処するとともに、出入国管理機関との相互通報制度の確実な運用を図っている。
270. なお、セクシャルハラスメントについて、雇用主は、男女雇用機会均等法における事業主としての義務を負うこととなっている。男女雇用機会均等法において、事業主に対し、セクシュアルハラスメントの防止のため、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他雇用管理上必要な措置を講ずることを義務付けており、同法違反については、都道府県労働局雇用均等室において厳しく対処している。

問 25 嫡出でない子に対する差別的な法律条項の改正のための締約国の取り組み（CCPR/C/JPN/6, パラ 315-318）に関するアップデートされた情報を提供願いたい。また、国籍取得、相続権及び出生登録に関して移民の児童に対する継続した差別に対処するための措置に関する情報も提供願いたい。

（答）

（国籍取得）

271. 胎児認知されなかった嫡出でない子は、出生後に日本人男から認知され、20歳未満であれば、法務大臣に届け出ることのみで日本国籍を取得することができる（国籍法第3条第1項）。かつては認知されるだけでなく、父母が婚姻している必要があり、この点が不合理な差別であると指摘されていたところ、2008年6月4日に最高裁判所判決において、父母の婚姻を要するとの規定が違憲であるとの判断がされたことを受け、2008年12月に国籍法が改正され、父母の婚姻の要件が撤廃されて認知だけが要件とされたため、差別は解消されている。

（相続権）

272. 平成25年9月4日に最高裁判所大法廷において、民法の規定のうち嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の2分の1とする部分が違憲であるとの判断がされたことを受け、平成25年12月に民法を改正し、嫡出子と嫡出でない子の相続分を同等とした。

（出生登録）

273. また、上記民法改正法案と共に、「嫡出子又は嫡出でない子の別」を出生届書の記載事項とする戸籍法の規定を改正し、この記載事項を削除する戸籍法改正法案の提出を検討していたが、与党内で様々な意見があり、国会提出のための閣議決定は行われず、国会に提出できなかった。

274. なお、この規定の改正は、2010年にも試みられたが、与党内で様々な意見があり、国会に提出できなかった。

問 26 委員会の前回の勧告に照らし (CCPR/C/JPN/CO/5, パラ 27), 締約国が性交同意最低年齢を現在の 13 歳のレベルから引き上げるため, 刑法を改正するつもりか, 委員会に情報提供願いたい。

(答)

275. 我が国の刑法においては, 13 歳未満の女子を姦淫した場合, 手段のいかんや同意の有無を問わず, 強姦罪が成立することとされているところ, 2010 年 12 月に閣議決定された第 3 次男女共同参画基本計画において, 2015 年度末までに, いわゆる性交同意年齢の引上げを含む性犯罪に関する罰則の在り方を検討することとされており, 現在, 性犯罪に関する諸外国の法制度や我が国における処罰の現状等を調査するなどして, 必要な検討を行っているところである。

問 27 家庭及び全ての他の環境において、体罰を明示的に禁止するためにとられた措置に関するアップデートされた情報を提供願いたい (CCPR/C/JPN/6, パラ 311.312)。

(答)

276. 児童虐待防止法第 3 条では何人も、児童に対し、虐待をしてはならないと規定しており、体罰の禁止という表現はないが、同法第 2 条では児童虐待の定義を、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、精神的虐待と定めており、家庭における体罰も児童虐待の定義に含まれると解釈される。
277. 児童虐待にかかる法整備については、2012 年 4 月からは、民法の改正により、親権停止制度が新設されるとともに、親権喪失の原因に「虐待」が明示されることになったほか、児童福祉法の改正により①親権停止及び管理権喪失の審判に係る児童相談所長の請求権付与、②施設長等が、児童の監護等に関し、その福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者等はその措置を不当に妨げてはならないことを規定、③里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がいない場合の児童相談所長の親権代行といった新たな措置を講じたところであり、これら新たな制度の適切な運用に取り組んでいる。
278. 学校における体罰禁止の徹底についても取り組んでおり、文部科学省としては、体罰が学校教育法第 11 条において厳に禁止されていることについて、これまでも各種刊行物等により広く周知を図っているほか、教育委員会や学校に対する通知の発出や普及啓発会議の実施等により、体罰禁止の徹底が図られるよう繰り返し指導しているところ。
279. 具体的には、平成 25 年 1 月に「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について（依頼）」を、3 月に「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」を発出し、改めて体罰禁止の徹底を図るとともに、懲戒と体罰の区別や部活動指導にあたっての留意事項を示し、事案発生時の報告の徹底などを求めたところ。また、5 月には、運動部活動における体罰を根絶するため、体罰に頼らない指導の充実が図られるよう、「運動部活動での指導のガイドライン」を策定し、全ての中・高校に配布した。
280. 平成 25 年 8 月、国公私立学校における平成 24 年度 1 年間の体罰の状況を取りまとめ、公表した。
281. 文部科学省としては、今回の実態把握の結果を踏まえて「体罰根絶に向けた取組の徹底について（通知）」を発出し、これまでの取組を検証して
- ①体罰を未然に防止する組織的な取組
  - ②徹底した実態把握
  - ③ 罰が起きた場合の早期対応及び再発防止策

など、改めて体罰防止に関する取組強化を図り、体罰の根絶に向けしっかりと取り組んでいくこととしている。

282. さらに、平成 25 年 10 月には、文部科学省において「体罰実態把握を踏まえた緊急連絡会議」を開催し、教育委員会や学校等の関係者に対し、体罰禁止についての一層の理解の徹底を図ったところ。
283. 法務省の人権擁護機関では、「子どもの人権110番」等における人権相談や新聞情報等で体罰に関する申告や情報を得た場合には、児童に対する人権侵害の被害の救済及び予防を図るという立場から、関係者から事情聴取する等して事実の調査を行い、その結果を踏まえて、体罰を加えた教師に対しその改善を求め、その教師が所属する学校の長等に対し再発防止を要請する等、事案に応じた措置をとっている。さらに、学校、地域社会等とも連携を図り、啓発活動を行っている。
284. 2008 年、2009 年、2010 年、2011 年、2012 年における教育職員による「体罰」に関する人権侵犯事件の件数は、それぞれ 198 件、268 件、337 件、279 件、370 件であった。

問 28 本規約に関して、裁判官、公務員、警察官及び他の法執行機関職員、法律アドバイザー並びに教員の関心を高めるためにとられた手段についての情報を提供願いたい。また、報告の準備過程において民族・マイノリティ集団、市民社会及び NGO の参加に関するさらなる情報を提供願いたい (CCPR/C/JPN/6, パラ 23, 24)。

(答)

285. 我が国の関係当局等にとられた手段の例は、次のとおり。
286. 法務省の人権擁護機関では、啓発冊子に本規約に関する記述を掲載している。同冊子は、地方公務員を対象とした「人権啓発指導者養成研修会」において配布するなど、1年を通して全国各地で実施される各種啓発活動において活用している。
287. また、同機関は政府内で実施されている各種研修等において講師を派遣し、人権に関する講義を行うとともに、中央省庁等の職員を対象とする「人権に関する国家公務員等研修会」を毎年2回実施するなど、人権諸問題に関する啓発を行っている。
288. 新たな職務又はポストに就いた裁判官に対しては、本規約をはじめとする国際的動向や課題、女性・児童・外国人などの各種人権問題やこれに対する施策等についての講演を行っており、このような研修を通じて、国際人権問題についての裁判官の理解と意識を高めている。
289. また、裁判官以外の裁判所職員に対しても、基本的人権の保障、人権擁護、男女共同参画、DV問題等をテーマとした講義を行っており、このような研修を通じて、国際人権問題についての職員の理解と意識を高めている。
290. 検察官に対しては、経験年数等に応じて行われる各種研修において、本規約を含む国際人権関係条約に関する講義を行うなどして、その周知に努めている。
291. 矯正職員に対する教育及び訓練については、矯正研修所において、年間計画に基づく体系的かつ集中的な集合研修が実施されているほか、各矯正施設においても実情等に応じ実務に即した多様な研修が行われており、これらの研修において、人権を尊重し、不当な取扱いを防止するための人権・倫理・サービスに関連する科目を多数組み込み、関連する国内法規や国際条約及びガイドライン等についての講義や実習を実施している。
292. 入国管理局関係職員を対象に、在職年数等に応じて実施している研修において、基本的人権の尊重、人権擁護の現状及び人身取引関係の講義を実施している。加えて同局では、人権問題に関する知識をより深め、適切な業務処理に資することを目的に、人権に関する諸条約等についての講義を実施している。

293. 警察官に対する研修については、犯罪捜査等の人権に関わりの深い職務を行っていることから、人権の尊重を大きな柱とする「職務倫理の基本」を定めるとともに、職務倫理に関する教育を警察における教育の最重点項目に掲げ、人権教育を積極的に実施している。また、新たに採用された警察職員に対しては、人権尊重に関する教育を実施しているほか、性犯罪、ドメスティック・バイオレンス等の主として女性の被害者への配慮について理解させる教育を実施している。
294. また犯罪捜査、留置業務、犯罪被害者支援等に従事する警察職員に対しては、被疑者、被留置者、被害者等の人権に配慮した適正な職務執行を期する上で必要な知識・技能等を習得させるための教育を行っている。
295. 学校の教員に対しては、本規約の趣旨に鑑み、人権教育、体罰禁止及び児童虐待の防止等について、指導主事会議等の機会を通じて周知を図っている。
296. 第6回報告の作成に当たっては、外務省のホームページ上で広く一般から意見を聴取するとともに、政府報告の参考とすることを目的に、一般市民・NGOの声を聴くための意見交換会を開催した。

(了)

(別添)

元慰安婦の方々に対する内閣総理大臣の手紙

拝啓

このたび、政府と国民が協力して進めている「女性のためのアジア平和国民基金」を通じ、元従軍慰安婦の方々へのわが国の国民的な償いが行われるに際し、私の気持ちを表明させていただきます。

いわゆる従軍慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題でございました。私は、日本国の内閣総理大臣として改めて、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを申し上げます。

我々は、過去の重みからも未来への責任からも逃げるわけにはまいりません。わが国としては、道義的な責任を痛感しつつ、おわびと反省の気持ちを踏まえ、過去の歴史を直視し、正しくこれを後世に伝えるとともに、いわれなき暴力など女性の名誉と尊厳に関わる諸問題にも積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

末筆ながら、皆様方のこれからの人生が安らかなものとなりますよう、心からお祈りしております。

敬具

日本国内閣総理大臣